

## 6 取組事項の確認方法および国ガイドラインとの対応（別表2）

別表2の記載項目

【No】 作物ごとの通し番号

【取組事項】 取組事項（生産者のチェック項目）

【確認内容および方法】 認証に向けた検査の視点

※（ ）で記載のガイドラインNo. は対応する国ガイドラインのNo.

【国ガイドラインの対応】 区分、No、取組事項、取組判定の視点

1 食品安全を主な目的とする取組(1)

やまなしGAP				国ガイドライン				
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点	
1	ほ場やその周辺を常にきれいに保っているか。(ガイドライン1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場やほ場周辺は定期的な清掃を行い、使わない資材や作物残などを放置しない。</li> <li>・大雨などにより汚水が進入しないような対策を講じる。</li> <li>・ほ場および隣接地の汚染リスクを事前に把握し、必要な対策を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【聞き取り】</li> <li>・農地台帳の確認</li> <li>【現地確認】</li> <li>・ほ場やほ場周辺に汚染原因となるものがないか</li> <li>・使わない資材や植物残渣等が放置されていないか</li> <li>・土壌浸食の恐れがあるところでは、浸食を軽減する対策を講じているか。</li> </ul>	ほ場環境の確認と衛生管理	1	必須	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途を確認している。</li> <li>・環境中の潜在的汚染源を特定し、許容されないレベルの汚染のあるほ場では生産しない。</li> <li>・廃棄物は衛生上支障がないように処理している。</li> <li>・ほ場にねずみや虫、ペットを入れないようにしている。</li> <li>・農作物の製造・保管場所において、散らからないよう清掃している。</li> <li>・家畜ふん堆肥の製造・保管場所から、大雨時に堆肥や原料ふんが流出しないようにしているか。</li> <li>・大雨時、汚水の流れ込みを防ぎ、速やかに排水しているか。</li> </ul>
2	農薬は登録情報にしたがって、容器ラベルの使用基準を守って使用しているか。(ガイドライン2、4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の使用前に容器ラベル等を確認し、有効期限、適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量、使用時期、使用回数、使用方法などを守って、適正に使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【使用状況の確認】</li> <li>・農薬の散布履歴等の確認</li> <li>・農薬使用における遵守すべき事柄等について聞き取りにより確認</li> </ul>	農薬の使用	2	必須	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	容器又は包装に登録を受けた表示のある農薬以外を使用していないか。
3	農薬使用の前に散布機械・器具を点検し、十分に洗浄されているか確認しているか。また、使用後はよく洗浄しているか。(ガイドライン3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされていることを確認する。</li> <li>・農薬の使用後には、薬液タンク、ホース、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に注意して、洗浄を十分に行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【散布器具等の確認】</li> <li>・点検簿または洗浄記録の確認</li> <li>・散布器具は十分に洗浄されているか(農薬等の残留がないよう洗浄されているか)</li> <li>・洗浄方法等について聞き取り</li> </ul>		4	必須	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)	農薬の表示内容を守って農薬を使用しているか。農薬を使用できる農作物、使用量、希釈倍数、使用する時期(収穫前の使用禁止期間)、使用できる回数(使用前に記録簿を確認する)、有効期限、使用上の注意
					3	重要	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされていることを確認しているか。 農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に注意して、洗浄を十分に行っているか。
4	対象病害虫に対して適切な農薬を適期に使用しているか。また、隣接圃の作物・品種を確認し、飛散の影響を避ける配慮や、散布の際、風向き等に注意し、民家、道路に飛散しないように配慮しているか。(ガイドライン5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防除暦、防除基準に従って適切な農薬散布を実施する。</li> <li>・近隣作物や周辺への飛散を防止するため、風向き、散布時間等に注意する。</li> <li>【突発的な病害虫の発生時】</li> <li>・病害虫の多発等により防除が必要な場合には、指導機関の指示などに従って適切な農薬を選択する。とくに、使用回数や薬剤抵抗性を考慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【聞き取り・散布履歴の確認】</li> <li>・散布履歴の確認</li> <li>・散布方法等について聞き取り</li> <li>・散布に際し、隣接圃の作物状況を確認しているか</li> <li>【聞き取り・ほ場確認】</li> <li>・農薬の周辺飛散軽減のための対策を講じているか</li> </ul>	5	必須	農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺農作物の栽培者に対して、事前に農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について連絡しているか。</li> <li>・農薬を使う際には、病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布</li> <li>・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布を心がけているか</li> <li>・証拠を揃える際の検査にあたっては食品衛生法上の登録検査機関、またはISO17025の認証取得機関による検査を受けているか。</li> </ul>	
5	栽培や洗浄等に使用する水の安全を確認しているか。(ガイドライン6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培等に使用する水の水源を把握しておく。</li> <li>・水路やバルブ等が汚れていないか、日頃から確認する。</li> <li>【リスク発見時】</li> <li>・使用する水に汚染リスクの可能性がある場合には、安全性が確認されるまで、水の使用を控える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【現地確認・聞き取り】</li> <li>・ほ場における水源の確認</li> <li>・洗浄用に使用している水源の確認</li> <li>・洗浄用に水道水以外の水源を利用している場合は汚染物の混入がないことを確認</li> <li>・リスク発見時は代替水等が用意されているか</li> </ul>	水の使用	6	重要	使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池等)の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施(特に、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水に注意)(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かん水や薬剤散布など、栽培に使う水が、河川やため池等の地表水、地下水、水道水のいずれなのかを確認しているか。</li> <li>・地表水や地下水を使う場合、その水路やバルブ等が動物ふん等の汚物や、家畜ふん堆肥で汚れていないか、定期的に観察しているか。また、大雨や洪水の後にも、汚れていないか観察しているか。</li> <li>・観察した結果、水路やバルブ等が汚れていたら、汚れているところを清掃するとともに、今後、汚物や家畜ふん堆肥が水に流れ込むのを防ぐよう努めているか。</li> <li>・汚れが残っている間は、収穫直前に、その水が果実に直接かかるようなかん水をおこなっていないか。また、その水を、果樹にかかる薬剤の希釈に使っていないか。</li> <li>・必要な場合には、適切な頻度で生産者自らが使う水を微生物的及び化学的汚染物質についての検査を依頼しているか。</li> </ul>

1 食品安全を主な目的とする取組(2)

やまなしGAP				国ガイドライン				
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点	
6	堆肥は適切に製造されたものを使用しているか。 (ガイドライン7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥を購入、使用する際は、原料、製造方法、成分を確認する。</li> <li>(堆肥を製造する場合)</li> <li>・水分調整、切り返しを行い、70 以上で十分に発酵させる</li> <li>(注)、できあがった堆肥は、原料の家畜ふんや製造途中の堆肥に触れないように管理する。</li> <li>(注)山梨県環境保全型農業推進ガイド等を参考に有機質資材の種類に応じて適切に製造する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【使用履歴の確認】</li> <li>・堆肥の使用履歴の確認</li> <li>【聞き取り】</li> <li>・堆肥の製造や使用に関することについて、適正に製造されているか聞き取りを行う。</li> <li>【保証票や現物の確認】</li> <li>・堆肥の素材が明らかで、汚染につながる要因はないか</li> </ul>	肥料・培養液( )の使用	7	重要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵した堆肥を使用(注1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜ふん堆肥を製造する場合は、切り返し等により、全体に空気が入るように努めているか</li> <li>家畜ふん堆肥を製造する場合は副資材の利用等により水分を調整するように努めているか</li> <li>家畜ふん堆肥を製造する場合は、70 の発酵が数日間続(ように)努めているか。</li> <li>原料の家畜ふんや製造途中の堆肥が、できあがった堆肥にふれないようにしているか。</li> <li>他者から入手した家畜ふん堆肥をそのまま使う場合は、これらの事項を守って作られたものであることを確認するよう努めているか。</li> </ul>
							<ul style="list-style-type: none"> <li>・養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施(注1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は改善しているか。</li> <li>養液栽培で使用される水は頻繁に取り替えるか、または再利用される場合には微生物及び化学的汚染を最小化するために処理されているか。</li> <li>水供給システムは、水の微生物汚染を防止するために適宜保守及び清掃されている。</li> </ul>
7	養液栽培では、培養液の汚染に注意しているか。 (ガイドライン8) (現状では非該当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水の供給システムは微生物による汚染の防止に必要な清掃、保守を実施する。</li> <li>(リスク発見時)</li> <li>・水源、培養液等の汚染等が確認された場合は、直ちに改善に向けた対策を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【聞き取り・現地確認】</li> <li>・養液ベット、養液タンク、給排水管などは年1回は洗浄しているか。</li> <li>・主に葉物栽培では、病原性微生物の汚染防止対策をたてているか。</li> <li>・水源によっては、水質検査を行っているか。</li> </ul>		8	重要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施(注1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は改善しているか。</li> <li>養液栽培で使用される水は頻繁に取り替えるか、または再利用される場合には微生物及び化学的汚染を最小化するために処理されているか。</li> <li>水供給システムは、水の微生物汚染を防止するために適宜保守及び清掃されている。</li> </ul>
							<ul style="list-style-type: none"> <li>・養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施(注1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は改善しているか。</li> <li>養液栽培で使用される水は頻繁に取り替えるか、または再利用される場合には微生物及び化学的汚染を最小化するために処理されているか。</li> <li>水供給システムは、水の微生物汚染を防止するために適宜保守及び清掃されている。</li> </ul>
8	清潔な服装に心がけ、作業前の手洗いなどの衛生対策を励行する。 (ガイドライン9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の疑いがある場合は、果実に触れるような作業をしない。</li> <li>・身体を清潔に保つため、爪を短く清潔にし、作業前には手洗いを励行する。</li> <li>(手にキズなどがある場合)</li> <li>・傷口は絆創膏等できっかりと覆い、直接傷口が果実の可食部に触れないようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【聞き取り】</li> <li>・毎朝、作業者の健康状態を把握しているか</li> <li>・作業着や爪の管理、また作業前の手洗いの徹底を確認</li> <li>・手のキズの確認を行い、あった場合は対策を講じているか</li> </ul>	作業者等の衛生管理	9	重要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者の衛生管理の実施(注1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場や各施設の管理者は、作業者の健康管理に努めているか、作業者に下痢、おう吐、発熱、黄疸などの症状があり、感染症にかかっていると疑われる場合は、果実直接ふれる作業をさせないようにしているか。</li> <li>作業者の身体を清潔に保つため、作業を始める前や、家畜ふん等の汚物や家畜ふん堆肥にふれた後など、必要ときに手を洗っているか。</li> <li>爪は短く清潔にし、手足の傷は手袋等で覆っているか。</li> <li>清潔な作業着や手袋等を身につけ、不潔な物や場所に触れないようにしているか。</li> <li>覆いのない果実の上で、咳やくしゃみなど、汚染の原因となり得る行動をしないよう努めているか。</li> <li>訪問者にも、これらの事項を守って貰っているか。</li> </ul>
							<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者の衛生管理の実施(注1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場や各施設から通える場所に、必要ときに使える手洗い設備やトイレがあるか。</li> <li>手洗い設備やトイレは、汚水がほ場や各施設、水路を汚さないようにしているか。</li> <li>手洗い設備やトイレは、定期的な点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに直すとともに、清潔に保っているか。</li> </ul>
9	作業場所の近くにトイレや手洗いの設備があるか。 (ガイドライン10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い設備やトイレは常に清潔にしておく。</li> <li>・手洗いやトイレの排水等が、ほ場やハウス内、農業用水路に流入しないようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【現地確認】</li> <li>・手洗い場やトイレは清潔に管理されているか</li> <li>・排水等がほ場に流入しないよう管理されているか</li> </ul>		10	重要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施(注1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場や各施設から通える場所に、必要ときに使える手洗い設備やトイレがあるか。</li> <li>手洗い設備やトイレは、汚水がほ場や各施設、水路を汚さないようにしているか。</li> <li>手洗い設備やトイレは、定期的な点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに直すとともに、清潔に保っているか。</li> </ul>

1 食品安全を主な目的とする取組(3)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
10	農機具、器具類の数や保管場所を把握し、使用後は洗浄・手入れをして、常に清潔に保っているか。(ガイドライン11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用した農機具等は常に洗浄し、清潔に保つ。</li> <li>・汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使う車両は、収穫物の運搬に使う車両と分ける。やむを得ず収穫物を運搬する車両で廃棄物や家畜ふん堆肥などを運搬した場合は、使用後によく洗浄する。</li> <li>・収穫物に直接触れる器具は常に清潔に保ち、必要に応じて使用前後に洗浄する。</li> <li>・収穫物と廃棄物などを入れる容器は区別する。汚れがとれなくなった容器は廃棄する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【聞き取り・現地確認】</li> <li>・農機具や器具類は適切に保管されているか</li> <li>・使用した農機具は、使用後に洗浄しているか</li> <li>・運搬車両は堆肥専用と収穫物用でわけているか。または共用している場合は収穫物が汚染しないような対策を講じているか</li> <li>・ハザミなど農作物に触れる農機具は使用前と後に洗浄を徹底しているか</li> </ul>		11	重要 農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>トラクターや運搬車両等の農機は、表面についた汚物や家畜ふん堆肥、果実残さを洗い流す又は取り除くことにより、清潔に保っているか。</li> <li>汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使う車両は、収穫物の運搬に使う車両と分けているか。</li> <li>やむを得ず汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使う車両を収穫物の運搬に使う場合は、車体をよく洗うとともに、清潔なシートを敷くなどにより、収穫物が荷台に直接ふれないようにしているか。</li> <li>農機具や収穫容器、ビニールシートやマルチフィルムなどの資材は、清潔な場所におく、箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、汚染を防止しているか。</li> <li>機器を使用する生産者は、機器メーカーの取扱説明書を確認しているか。</li> <li>果実に直接ふれるハザミやナイフ等の農具は、使ったその日のうちに洗っているか。</li> <li>繰り返し使われるコンテナ等の収穫容器は定期的に洗っているか。</li> <li>生鮮果実に接触する機器及び容器の素材は、毒性のないものであるか。</li> <li>廃棄物、副産物及び非可食部分または危険物のための容器は、特にはっきり区別され、適切な構造であるか。</li> <li>衛生的に保つことが困難となった容器は廃棄されているか。</li> <li>機器類は、農産物にダメージを与えることなく、その本来の用途の通り機能しているか。</li> <li>機器類は、きちんと整備されているか。</li> </ul>
11	ハウス等の施設は衛生管理に適した構造として、適切に管理されているか。(ガイドライン12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水溝を設置するなど、雨水が浸入しない構造にするとともに、ネットなどでネズミや鳥などが進入しない対策を講じる。</li> <li>・施設内に収穫物の残さなどを放置しない。</li> </ul> <p>(大雨、破損時の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水が浸入した場合には速やかに排水する。</li> <li>・ネットなどが破損した場合、速やかに補修する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【現地確認・聞き取り】</li> <li>・雨水が浸入しない構造であるか、または雨水が浸入しないよう対策が講じられているか</li> <li>・ネズミや鳥などの小動物が侵入しないような対策が講じられているか</li> <li>・収穫残渣の処理が適切に行われているか</li> </ul>	機械・施設・容器等の衛生管理	12	重要 栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設は、排水溝を設けるなどにより、大雨時に汚水がほ場や施設内に流れ込むのを防ぐとともに、速やかに排水するよう努めているか。</li> <li>ビニールハウスやガラス温室等の施設を使う場合は、ネットの設置や、壊れた部分を修理し、入っはけいねずみや虫、鳥等が施設に入らないようにしているか。</li> <li>犬や猫などのペットも、食中毒を起こす微生物を持っている可能性があるため、ほ場や施設に入れないようにしているか。</li> <li>使わない機材や果実残さ等の廃棄物は、栽培中のほ場や施設、その周辺に放置されていないか。</li> <li>廃棄物は、それを処理するまでの間、野菜が植えてあるほ場や施設にねずみや虫等を引き寄せない場所に保管されているか。</li> </ul>
12	出荷調整や貯蔵等に使用する施設は、作業や衛生管理に適した構造になっているか。(ガイドライン13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場や保管・冷蔵施設は常に清潔に保つ。</li> <li>・網戸などの設置により、ネズミなどの小動物(ペットを含む)が侵入しない構造とする。</li> <li>・十分な明るさを確保し、収穫物の汚染・異物混入を発生しやすい環境にする。</li> <li>・集出荷作業時に出荷物に昆虫などの異物やホコリが入らないように注意する。</li> <li>・廃棄物は分別し、昆虫や小動物等を引き寄せない場所に保管する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【聞き取り・現場確認】</li> <li>・施設内に鳥や小動物が侵入しないような対策が講じられているか</li> <li>・保管・冷蔵施設がある場合は、温度や湿度が適切に管理されているとともに、常に清潔に管理されているか</li> <li>・施設内で喫煙や飲食が行われていないこと</li> <li>・施設内の明るさは十分に保たれているか</li> <li>・出荷施設内に農薬や肥料等汚染の可能性のあるものが置かれていないこと</li> </ul>		13	重要 調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>水はけがよく、清掃しやすくなっているか。</li> <li>施設や設備は定期的に点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに直すなどにより、ねずみや虫、鳥等が施設に入らないようになっているか。</li> <li>廃棄物を施設やその周辺に放置していないか。</li> <li>作業の後、施設内を整頓するとともに、施設や設備を清掃しているか。</li> <li>衛生的な作業が行える明るさの照明を設置しているか。</li> <li>廃棄物は、それを処理するまでの間、ねずみや虫等を引き寄せない場所に保管してあるか。</li> <li>低温保管の施設を清潔に保つとともに、壁などに結露した水滴が野菜にふれないようにしているか。</li> <li>洗剤及び農薬等の有害物は、特に明確に区別し、安全な貯蔵設備に分離して保管または貯蔵されているか。</li> </ul>

1 食品安全を主な目的とする取組(4)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
13	収穫容器、包装資材等は、清潔に保管・使用しているか、また、洗浄等に使用する水の安全を確認しているか。 (ガイドライン14)	・包装資材は清潔な場所に保管する。 ・汚れのある包装容器は使用しない。 ・保管の際は、シートをかぶせるなどして清潔に保つ。	【聞き取り・現地確認】 ・コンテナ等の収穫容器は定期的に洗浄する ・収穫容器・包装資材は清潔に保管されているか(保管方法、シートなどのチェック) ・収穫容器は定期的に洗浄しているか ・汚れの取れないものは廃棄しているか	機械・施設・容器等の衛生管理	14	重要 安全で清潔な包装容器の使用(注1)	包装資材は清潔な場所に置く、箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、清潔に保っているか 収穫容器は他の目的には使っていないか 動物のふん等の汚物や家畜ふん堆肥にふれた時などは、洗ったのち、必要に応じて消毒しているか 包装資材の素材は毒性がなく、果実の安全性に悪影響を与えないものを選択しているか 洗浄には、水道水や、地域の保健所等が飲用にできると認められた水を使っているか 長く保管されていた場合、使う前に洗っているか 衛生的に保つことが困難となった容器は廃棄しているか
13	りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減策を実施しているか (ガイドライン15)	りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策を実施する。	【聞き取り】 りんごの収穫時には腐敗果の選別の徹底	りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減	15	重要 りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策の実施	丁寧な収穫・出荷、選果段階における腐敗果の選別等の徹底を実施しているか
14	収穫物を運搬する車両は常に清潔に保ち、収穫物の汚染・品質低下を防ぐように注意しているか。 (ガイドライン16)	・農産物を運搬する場合は、農業・肥料・燃料・動物の他、収穫物を汚染する恐れがある物と一緒に運搬しない。 ・運搬に利用する車両は清潔に保ち、定期的に洗浄する。 ・運搬中は適切な温度管理を実施する。	【聞き取り・現地確認】 ・運搬車両は定期的に洗浄しているか ・農産物を運搬する際は、農業、肥料、燃料等汚染の恐れのあるものと一緒に運搬していないか	収穫以降の農産物の管理	16	重要 貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施(注1)	出荷には、定期的に清掃され、汚物や廃棄物など有害なものを運んでいない車両を使っているか 果実以外のものと一緒に積んで輸送するときは、必要に応じて、果実が他の荷物にふれないようにしているか 輸送中の果実は、品質が低下しないよう適切な温度に保っているか 運送会社にも、これらの事項を守ってもらっているか
15	収穫、運搬、選別、出荷時に収穫物に異物が混入しないような配慮がされているか。 (ガイドライン17)	・罹病果や落下果実等の汚染されたもの、あるいは汚染の可能性のある果実は、分別し適正に処理する。 ・出荷物に異物・昆虫等が混入しないようにする。	【聞き取り・現地確認】 ・選別・出荷機械の整備記録の確認 ・腐敗果や傷のついた果実は分別し、適正に処理しているか ・選別・出荷時に機械を使用している場合は、定期的に点検・整備・洗浄を行っているか ・出荷物に異物(害虫、タバコの灰、毛髪、土など)が混入しないよう対策を講じているか	収穫以降の農産物の管理	17	重要 収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施(注1)	覆いのない果実の上で、咳やくしゃみ、喫煙や飲食など、果実の汚染や異物混入の原因となる行動をしていないか 収穫された果実の汚染の可能性を防ぐため、食用として適さない物を分別しているか 果実の傷んだ部分や土を、清潔な器具等で取り除くよう努めているか 生産者は、収穫用容器を、収穫された果実以外のものを運搬するために使用していないか 潜在的危害があるもののために使用した機器及び容器は、十分の洗浄及び消毒をせずに、果実を入れたり、果実のために使用される包装材料と接触しないようにしているか ほ場で果実をパッキングする時には、容器が家畜糞尿/人間の糞尿により汚染されないようにしているか
16	りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減策を実施しているか (ガイドライン15)	りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策を実施する。	【聞き取り】 りんごの収穫時には腐敗果の選別の徹底	りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減	15	重要 りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策の実施	丁寧な収穫・出荷、選果段階における腐敗果の選別等の徹底を実施しているか

国ガイドライン8の「養液栽培」の取組事項は、該当事例がないため記載していない。養液栽培を行っている場合は、野菜の取組項目を実施する。

2 環境保全を主な目的とする取組(1)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
17	農薬による環境負荷を低減するための取り組みを実施しているか。 (ガイドライン18、19、20、21、22、23)	<p>・害虫の特徴や発生状況を理解し、適期防除を徹底する。 ・薬剤防除にあたっては、防除暦・防除基準に従い防除の徹底を図る。 ・圃地ごとに散布量を把握し、薬液が残らないようにする。 ・薬剤散布時は、飛散の少ないノズルの使用や風向き等を考慮した散布方法で、周囲の作物・建物等に飛散しないように注意する。 ・薬剤防除とあわせ、耕種的防除(袋・傘かけの実施、雨よけ施設の導入など)も行う。 ・必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う(例:機械除草、生物農薬・性フェロモン剤の使用など)(注)。  (注)持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考にする。  (土壌(くん蒸剤を使用する場合) ・表示された使用方法を遵守するとともに、揮散して周囲に影響を与えないように配慮する。</p>	<p>[現地確認・聞き取り] ・防除暦等があるか ・農薬の散布記録表があるか ・計量器具があるか ・飛散防止対策を講じているか ・化学農薬以外の防除は何をしているか ・くん蒸剤の使用方法を確認しているか</p>	農業による環境負荷の低減対策	18	重要 農薬の使用残が発生しないように必要な量を秤量して散布液を調製	農薬の散布液が余ることがないよう、必要な量を秤量して散布液を調製しているか。
					19	重要 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	病害虫の発生源となる植物を除去しているか。 病害虫に抵抗性がある品種を導入しているか ほ場及びほ場周辺を清掃しているか。
					20	重要 発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行っているか
					21	重要 農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行っているか。 (例:生物農薬、性フェロモン剤等の使用、除草用機械の利用、べたがけ栽培・雨よけ栽培などの被覆技術の導入)
					22	重要 農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	農薬の使用量や使用回数を削減しているか
							飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルを使用しているか 近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布をしているか。
23	重要 被覆を要する農薬(土壌(くん蒸剤等)を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施	土壌(くん蒸剤等の被覆を要する農薬を使用する場合は、表示された使用上の注意事項に従うとともに、揮散して周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うなどの措置をとっているか。					
18	土壌診断の結果をもとに、肥料や堆肥等の有機質資材の種類や施肥量を決めているか。 (ガイドライン24、25)	<p>・定期的な土壌診断結果に基づき、施肥設計を作成した上で、施肥を行う(注)。  (注)持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考にする。  (有機質資材を利用する場合) ・家畜ふん堆肥等を購入する場合、原料、製造方法、成分を確認する。</p>	<p>[現地確認] ・施肥設計書の確認 ・土壌分析結果の確認 ・堆肥の保証票の確認 ・施肥記録の確認 (施肥した場所、施肥日、肥料の名称、施肥量等)</p>	肥料による環境負荷の低減対策	24	重要 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥をしているか。 都道府県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行っているか。 施肥用機械・器具の点検・整備を行っているか。
					25	重要 堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	堆肥化に当たっては、発酵熱による雑草種子の殺滅に十分留意しているか。
19	堆肥や緑肥などの活用により、持続可能な農業の実践に努めるとともに、草生栽培等により土壌浸食への対応を適切に実施しているか。 (ガイドライン26、27)	<p>・持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考に持続可能な農業生産に努める。  (土壌浸食の恐れがあるほ場) ・草生栽培の導入や石垣、植生帯の設置などにより浸食防止に努める。</p>	<p>[現地確認・聞き取り] ・土壌浸食の有無を確認しているか ・土壌浸食が見つかった場合の対策の用意はあるか ・堆肥、緑肥などの有機物を使用しているか</p>	土壌の管理	26	重要 堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	標準的な堆肥施用基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培を行っているか 適地における不耕起栽培を行っているか 多毛作及び輪作を行っているか。
					27	重要 土壌の侵食を軽減する対策の実施(注2)	適地における不耕起栽培を行っているか 被覆作物の栽培を行っているか 植生帯を設置しているか

## 2 環境保全を主な目的とする取組(2)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
20	廃棄物はしっかり分類、保管し、飛散・放出しないように管理しているか。とくに、プラスチックごみなどの廃棄物は、許可のある業者に処分を委託するなど、適切な処分を行っているか。(ガイドライン28, 29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物はしっかり分類し、飛散・放出しないように管理する。</li> <li>・農業用廃プラスチックなどは、JAによる回収など、許可のある業者に処分を委託する。</li> <li>・やむを得ずせん定枝等を焼却する際は、各自治体のルールに従うとともに、安全に十分配慮する。</li> </ul>	【聞き取り】 ・剪定枝等の焼却は消防への届け出方法を知っているか ・廃棄物の収集日を把握し、実践しているか ・廃棄物の保管状況の確認	廃棄物の適正な処理・利用	28	必須 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務)	廃棄物は適切に保管し、処理しているか。 自身で廃棄物を処理できない場合は、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託している。
					29	必須 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	農業生産活動に伴う廃棄物は、認められる場合を除き、不適切に焼却していないか。 廃棄物を焼却する場合であっても、住居が集合している地域において、悪臭が生じるものを焼却していないか(ゴミ、皮革、合成樹脂等)
					30	重要 作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	ほ場に残すと病虫害がまん延する場合などを除き土づくりに利用しているか 堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途への仕向けを実施しているか。
21	作物残さなどの有機資源を堆肥化して圃場に還元するなど、有効に活用しているか。(ガイドライン30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場に残すと病虫害等の発生源となる恐れがある場合を除き、せん定枝をチップ化し土壌に還元したり、堆肥化(注)するなどして、有効活用するように努める。</li> <li>(注)山梨県環境保全型農業推進ガイド等を参考に適切に製造する。</li> </ul>	【聞き取り・現地確認】 ・作物残渣処理方法の確認				
22	機械の点検整備、ハウスの適切な温度管理によって省エネルギーに努めているか。(ガイドライン31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械の日常点検により、エネルギー効率が低下しないように努める。</li> <li>・ハウス栽培では基準に従った適切な温度管理を行う。</li> <li>(新たに機械等を導入する場合)</li> <li>・可能な限りエネルギー効率の高い機種を選択する。</li> </ul>	【現地確認】 ・機械の整備記録の確認 ・基準にそった温度管理等をしているか	エネルギーの節減対策	31	重要 施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をしているか。 適切な温度管理を実施しているか。 エネルギー効率の良い機種を選択しているか。
23	特定外来生物(セイヨウオオマルハナバチ)を使用する場合は、適切な飼養管理を行っているか。(ガイドライン32)	特定外来生物(セイヨウオオマルハナバチ)を使用する場合は、法令を遵守し、適切に使用する。	【聞き取り】 ・ハチが逃げないように配慮されているか。	特定外来生物の適正利用	32	必須 セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施(法令上の義務)	セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、環境省の許可を取得しているか。 セイヨウオオマルハナバチは適切な環境で飼養管理をしているか。
24	ゴミ置場などに野生の鳥獣が近寄らないように適切に管理しているか。(ガイドライン33)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫残さの管理の徹底、放任果樹の除去等により鳥獣を引き寄せないようにする。</li> <li>・市町村の被害防止計画に沿った防止対策を実施する。</li> <li>(有害鳥獣を駆除する場合)</li> <li>・鳥獣保護管理法を遵守する。</li> </ul>	【聞き取り・現地確認】 ・収穫残渣は適切に処理されているか	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	33	重要 鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施	市町村の被害防止計画に基づく被害防止対策を実施しているか。 食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去等鳥獣を引き寄せない取組を実施しているか。 鳥獣を捕獲する場合は、鳥獣保護法等の関係法令を遵守しているか。

3 労働安全を主な目的とする取組

やまなしGAP				国ガイドライン				
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点	
25	<p>農作業安全チェックシート(注)を利用して、農作業安全に向けた対策を実践しているか。 (ガイドライン34、35、36、37、39)</p> <p>(農作業用機械等を導入する場合) 安全性に配慮した機種を選定するとともに、使用前にはマニュアル等で安全作業に必要な注意点を把握しているか。 (ガイドライン38)</p>	<p>・農作業安全チェックシートにもとづいて、以下のような安全作業の取組を行う。 危険作業、危険箇所との把握と安全対策 作業者の年齢、健康への配慮 安全な服装、防護服の着用による作業機械の点検・整備</p> <p>(注)作業前に、農作業安全チェックシートにもとづいて、農作業安全に向けた確認を行う。</p>	<p>【聞き取り・現地確認】 ・チェックシートの確認(掲示による作業者への徹底等) ・機械の整備記録の確認</p>	危険作業等の把握	34	重要	<p>農産生産活動における危険な作業等の把握</p>	<p>危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握を実施しているか</p> <p>把握された危険箇所は作業者同士で共有されているか。</p> <p>農作業安全に係るマニュアルの作成等、農作業安全に関する体制を整備しているか。</p>
				農作業従事者の制限	35	重要	<p>機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限</p>	<p>酒気帯び、病人等、無資格者等に対する作業を制限しているか。</p> <p>高齢者には作業分担の配慮をする等の対策を実施しているか。</p> <p>1日あたりの作業時間の設定、休憩の取得等を実践しているか。</p>
				服装及び保護具の着用等	36	重要	<p>安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管</p>	<p>安全に作業を行うため、農薬散布等危険作業を行う場合は保護衣や防護具を着用しているか。</p> <p>保護衣や防護具は使用後に、適切に洗浄しているか。</p> <p>保護衣や防護具は汚染されないよう適切に保管しているか。</p>
				作業環境への対応	37	重要	<p>農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施</p>	<p>危険箇所の表示板設置等を実施しているか。</p> <p>農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等を実施しているか。</p> <p>暑熱、寒冷環境における定期的な休憩の実施等の対策を実施しているか。</p>
				機械等の導入・点検・整備・管理	38	重要	<p>機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理</p>	<p>機械購入時に型式検査合格証書の有無を確認しているか。</p> <p>取扱説明書の確認と内容の理解等の対策を実施しているか。</p> <p>機械の使用前点検、使用後の整備、適切な管理、保管を実施しているか。</p>
				機械等の利用	39	重要	<p>機械、装置、器具等の適正な使用</p>	<p>機械、装置、器具等について、取り扱い説明書等を熟読し、適正に使用している。</p> <p>取り扱い説明書は、紛失しないよう適切に保管しているか。</p> <p>機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定を実施しているか。</p> <p>乗用型トラクター使用時の、シートベルトやバランスウェイトの装着、移動時等の左右ブレーキの連結を実施しているか。</p>
26	<p>農薬、肥料、燃料などの農業用資材を適切に保管、使用しているか。 (ガイドライン40)</p>	<p>・農薬はカギのかかる保管庫に保管する。 ・毒劇物に指定されている農薬については、農薬の飛散、漏出を防止する対策をおこなうとともに、容器、貯蔵庫に表示する。 ・農薬及び肥料の在庫表による管理を行う。 ・燃料や引火性のある資材を保管する場合は、消防法の定めにより適切に管理する。</p>	<p>【聞き取り・現地確認】 ・農業保管庫の確認 ・農薬、肥料の在庫表の確認 ・燃料、引火性資材の保管状況確認 ・消火器の確認</p>	農業・燃料等の管理	40	必須	<p>農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注3)</p>	<p>農薬は適切な環境に保管しているか。</p> <p>燃料は適切な環境に保管しているか。</p>
27	<p>農作業中の事故に備え、各種保険に加入しているか。 (ガイドライン41)</p>	<p>・事故に備えた保険等についての知識を持ち、必要な備えをしている。</p>	<p>【聞き取り】 ・保険証書等の確認</p>	事故への備え	41	必須	<p>事故後の農産生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注4)</p>	<p>労災保険に加入しているか。</p> <p>任意保険に加入しているか。</p>



4 農業生産工程管理の全般に係る取組

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
28	育成した品種や地域ブランド名、開発技術について、知的財産権の取得等により、保護・活用を努めているか。 (ガイドライン42)	・品種や技術が知的財産であることを認識し、自ら(または産地が)開発した品種や技術、ブランドの権利の保護・活用を図る一方、他者の権利を侵害してはならないことを理解している。	【聞き取り】 ・知的財産権の取得状況の確認 ・適切に活用されているか	技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	42	重要 農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	知的財産は保護し、活用しているか。 例えば、新たに開発した技術の特許・実用新案申請、新たに育成した品種の品種登録、新たにブランド化した商品の商標登録を実施しているか。
							技術・ノウハウが知的財産であることを認識しているか。
							知的財産を保護・活用するために「権利化する」、「秘匿する」、「公開する」のうち適切な手段を選んでいるか。
							技術・ノウハウを活用する場合は、販売戦略に照らし合わせて、「自ら技術を独占的に使い生産する」、「技術を使わせ、その使用料を徴収する」、及び「技術を使う権利そのものを販売する」のうち適切な手段を選んでいるか。
技術を知的財産として有効に活用するため、技術を使用する範囲(開発者個人か、ある程度限られた地域やグループか)を考慮しているか。							
29	登録品種について、種苗の取り扱い条件を理解しているか。 (ガイドライン43)	登録品種を譲渡などの目的で増殖しない。 ・権利関係が未確認な種苗の譲渡を受けない。	【聞き取り】 ・登録品種の権利について確認(理解)しているか ・保護が必要なものについて、適正に取り扱っているか	情報の記録・保管・保存・保存期間	43	必須 登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	登録品種の種苗を利用する場合は、権利者の許諾を得ているか。 栄養繁殖植物のなかで自家増殖が禁止されている82種類の植物を増殖する場合は、権利者の利用許可を得ているか。
30	ほ場の所有者、地番、面積、栽培作物(履歴)を正しく把握しているか。 (ガイドライン44)	・圃地ごとに現在の栽培作物(品種)を記録しておく。 ・圃地ごとに過去の利用状況、栽培品種を把握し、適切な管理の参考とする。	【聞き取り】 ・ほ場の位置図、台帳等の確認		44	重要 ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	ほ場にかかる情報(位置や面積等)は適切に記録し、保存しているか。
31	農業・肥料の使用に関する記録を適切に行っているか。 (ガイドライン45、46)	・防除日誌を活用した防除記録を作成し保存しておく。 ・防除日誌の記載内容は、散布日、使用場所、作物名、薬剤名(剤型まで)、希釈倍率、散布量、洗浄記録などとする。 ・肥料の購入や使用に関する内容を記録・保存しておく。	【聞き取り】 ・防除日誌、施肥使用記録等の確認		45	重要 農業の使用に関する内容を記録し、保存	農業の使用に当たっては、使用日、使用場所、使用した農作物、使用した農業の種類又は名称、農業の使用量又は希釈倍率を記録し、適切に保存しているか。
46	重要 肥料の使用に関する内容を記録し、保存	肥料の使用に当たっては、使用日、使用場所、施用した農作物、施用した肥料の名称、施用面積、施用した量等の情報を記録し、適切に保存しているか。					
32	農業用資材の購入、施設の管理等の記録を適切に保管しているか。 (ガイドライン47)	・資材等の購入記録をもとに、不要な在庫がないように管理する。 ・施設の衛生管理、保守点検に関する記録を保存しておく。	【聞き取り】 ・農業用資材購入記録(伝票等)の確認	47	重要 苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農業等の購入伝票等の保存、資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	苗、肥料、農業等の購入伝票を適切に保存しているか。	
33	出荷伝票・食品検査結果を適切に保存し、情報提供できる状態になっているか。 (ガイドライン48、50)	出荷伝票など、出荷に関する伝票類を整理し、最低1年間(できる限り3年間)保管する。	【聞き取り】 ・出荷伝票及び保管状況の確認 ・必要に応じ残留農薬検査結果の確認	48	必須 果実の出荷に関する記録の保存(注5)	以下について記録し保管しているか。 ・生産品の品名、生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地、出荷量または販売量、食品衛生法上の検査を実施した場合の記録	
				50	重要 上記の項目に関する記録について、以下の期間保存(注7) 果実の出荷に関する記録については1~3年間(保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定) 果実の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	出荷については、取り扱う食品の流通実態に応じた期間(概ね1~3年間)保存しているか。 出荷に関する記録以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存しているか。	
34	チェックリストにより、定期的に自己点検を行い、不十分な点について早急に改善を実施している。また、点検・改善結果を確認できる記録を適切に保管し、開示できる状態で管理しているか。 (ガイドライン49)	・年1回以上自己点検を行うとともに、出荷団体の内部管理者による点検を実施する。  (点検で見つかった問題への対応) ・自己点検、出荷団体の内部点検で問題が見つかった場合、早急に必要対策を講じる。	【聞き取り】 ・生産工程管理のチェックリストの確認	生産工程管理の実施	49	重要 以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注6) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、点検項目等を策定しているか。 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存しているか。 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存しているか。また、自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しを実施しているか。

5 出荷団体の取組(1)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
35	病害虫の発生状況等に応じた効果的な防除指導を行っているか。 (ガイドライン20)	・病害虫発生予察情報等の活用により、病害虫の発生状況を把握し、適切な防除指導を行う。	【聞き取り】 ・情報収集手段(指導資料・予察情報)の確認 ・観察記録の確認 ・指導の方法	生産者への指導	20	重要 発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行っているか
36	気象情報や県の技術対策資料に基づき、気象災害を未然に防ぐための注意喚起を行っているか。	・降霜や台風、大雪などの危険が予測される場合に、農作物やほ場、施設の被害を防止する対策(注)を生産者に周知する。  (災害が発生した場合) ・速やかな被害把握に努めるとともに、関係機関と連携して迅速な事後対策の実施や復旧に向けた支援を行う。  (注) 「果樹の気象災害対策マニュアル」「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針」等を活用する。	【聞き取り】 ・気象情報の収集、周知方法の確認 ・指導指針等の有無、内容の理解、活用方法  (災害が発生した場合の対応) ・連絡体制の有無、明確化、共有化の状況 ・情報収集、連絡体制(フロー図、連絡網等) ・事後対策の用意があるか				
37	GAPの取組について、組織内で内部点検を行っているか。 (ガイドライン49)	・GAPの取組状況について、内部管理者による点検を年1回以上実施する。  (点検で見つかった問題への対応) ・内部点検で問題が見つかった場合、生産者に問題の是正を働きかけるとともに、課題を生産団体内で共有する。	【聞き取り】 ・内部管理者の確認 ・点検方法、時期等の確認 ・点検記録の保管状況の確認  (点検で見つかった問題への対応) ・管理手順の有無 ・是正指導、団体共有の方法 ・記録の有無		49	重要 以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注6) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存しているか。
38	集出荷施設内および選果、梱包ラインは常に衛生を保っているか。 (ガイドライン13)	・作業者の手洗いなど、衛生管理を徹底する。 ・手洗い、飲食、喫煙等のスペースを分離する。 ・廃棄物は適切に分別・保管し、施設やその周辺に放置しない。  ・風雨によるホコリ等の侵入がないように留意する。 ・ネズミ等の小動物や昆虫が入らないように留意する。 ・作業後は、施設内や設備等の清掃を行う。	【聞き取り】 ・衛生管理ルールの有無、周知方法の確認 ・廃棄物の分別、処理方法等の確認 ・清掃体制の有無、共有、記録の確認  【現地確認】 ・手洗い場、休憩(喫煙)スペースの確認 ・廃棄物の分別・保管場所の確認 ・施設開口部の確認	施設の管理・運営体制の整備	13	重要 調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	水はけがよく、清掃しやすくなっているか。 施設や設備は定期的に点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに直すなどにより、ねずみや虫、鳥等が施設に入らないようになっているか。 廃棄物を施設やその周辺に放置していないか。 作業の後、施設内を整頓するとともに、施設や設備を清掃しているか。 衛生的な作業が行える明るさの照明を設置しているか。 廃棄物は、それを処理するまでの間、ねずみや虫等を引き寄せない場所に保管してあるか。 低温保管の施設を清潔に保つとともに、壁などに結露した水滴が野菜にふれないようにしてあるか。 洗剤及び農薬等の有害物は、特に明確に区別し、安全な貯蔵設備に分離して保管または貯蔵されているか。
39	出荷資材は清潔に保管しているか。 (ガイドライン14)	・出荷資材は清潔な場所に保管する。 ・汚れのある出荷資材は使用しない。 ・保管の際は、シートをかぶせるなどして清潔に保つ。	【現地確認】 ・資材の保管場所、保管状況の確認		14	重要 安全で清潔な包装容器の使用(注1)	包装資材は清潔な場所に置く、箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、清潔に保っているか 収穫容器は他の目的には使っていないか。 動物のふん等の汚物や家畜ふん堆肥にふれた時などは、洗ったのち、必要に応じて消毒しているか。 包装資材の素材は毒性がなく、果実の安全性に悪影響を与えないものを選択しているか 洗浄には、水道水や、地域の保健所等が飲用にできると認められた水を使っているか。 長く保管されていた場合、使う前に洗っているか。 衛生的に保つことが困難となった容器は廃棄しているか。

5 出荷団体の取組(2)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
40	施設内の安全管理を徹底しているか。 (ガイドライン37)	・施設内の危険箇所を把握し、危険箇所の表示などにより作業者の安全を確保する。	【聞き取り】 ・危険箇所の検討記録の有無 ・安全確保の体制 ・事故発生時の対応手順  【現地確認】 ・危険箇所の掲示等共有方法の確認 ・危険箇所の区別の状況	施設の管理・運営体制の整備	37	重要 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	危険箇所の表示板設置等を実施しているか。  暑熱、寒冷環境における定期的な休憩の実施等の対策を実施しているか。
41	予冷・保冷の施設を清潔に保つとともに、品質が維持できる適切な温度を維持しているか。 (ガイドライン13)	・冷蔵設備、温度センサーは定期的にメンテナンスを実施する。			13	重要 調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	低温保管の施設を清潔に保つとともに、壁などに結露した水滴が野菜にふれないようにしてあるか。
42	選果、梱包に使用する測定機器等が正常に動作することを確認しているか。 (ガイドライン38)	・重量、糖度センサーなどの計器類は定期的にメンテナンスを実施する。	【聞き取り】 ・メンテナンス、修繕記録の有無  【現地確認】 ・稼働状況の確認		37	重要 機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	機械購入時に型式検査合格証書の有無を確認しているか。 取扱説明書の確認と内容の理解等の対策を実施しているか。 機械の使用前点検、使用後の整備、適切な管理、保管を実施しているか。

1 食品安全を主な目的とする取組(1)

やまなしGAP				国ガイドライン				
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点	
1	ほ場やその周辺を常にきれいに保っているか。(ガイドライン1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場やほ場周辺は定期的な清掃を行い、使わない資材や作物残さなどを放置しない。</li> <li>大雨などにより汚水が進入しないような対策を講じる。</li> <li>ほ場および隣接地の汚染リスクを事前に把握し、必要な対策を講じる。</li> </ul> (大雨時、リスク発見時) <ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場やハウス内に汚水が流入した場合、速やかに排水する。</li> <li>ほ場または隣接地に汚染リスクが確認された場合、速やかにリスクを回避する対策を講じる。</li> </ul>	【聞き取り】 <ul style="list-style-type: none"> <li>農地台帳の確認</li> </ul> 【現地確認】 <ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場やほ場周辺に汚染原因となるものがないか</li> <li>使わない資材や植物残渣等が放置されていないか</li> <li>土壌浸食の恐れがあるところでは、浸食を軽減する対策を講じているか。</li> </ul>	ほ場環境の確認と衛生管理	1	必須	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止(注1)	ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途を確認している。
								環境中の潜在的汚染源を特定し、許容されないレベルの汚染のあるほ場では生産しない。
2	農薬は登録情報にしたがって、容器ラベルの使用基準を守って使用しているか。(ガイドライン2、4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬の使用前に容器ラベル等を確認し、有効期限、適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量、使用時期、使用回数、使用方法などを守って、適正に使用する。</li> </ul>	【使用状況の確認】 <ul style="list-style-type: none"> <li>農薬の散布履歴等の確認</li> <li>農薬使用における遵守すべき事柄等について聞き取りにより確認</li> </ul>		2	必須	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	容器又は包装に登録を受けた表示のある農薬以外を使用していないか。
								4
3	農薬使用の前に散布機械・器具を点検し、十分に洗浄されているか確認しているか。また、使用後はよく洗浄しているか。(ガイドライン3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされていることを確認する。</li> <li>農薬の使用後は、薬液タンク、ホース、噴口、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に注意して、洗浄を十分に進行。</li> </ul>	【散布器具等の確認】 <ul style="list-style-type: none"> <li>点検簿または洗浄記録の確認</li> <li>散布器具は十分に洗浄されているか(農薬等の残留がないよう洗浄されているか)</li> <li>洗浄方法等について聞き取り</li> </ul>	農薬の使用	3	重要	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされていることを確認しているか。
								農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に注意して、洗浄を十分にしているか。
4	対象病害虫に対して適切な農薬を適期に使用しているか。また、隣接圃の作物・品種を確認し、飛散の影響を避ける配慮や、散布の際、風向き等に注意し、民家、道路に飛散しないように配慮しているか。(ガイドライン5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>防除基準に従って適切な農薬散布を実施する。</li> <li>近隣作物や周辺への飛散を防止するため、風向き、散布時間等に注意する。</li> <li>(突発的な病害虫の発生時)</li> <li>病害虫の多発等により防除が必要な場合には、指導機関の指示などに従って適切な農薬を選択する。とくに、使用回数や薬剤抵抗性を考慮する。</li> </ul>	【聞き取り・散布履歴の確認】 <ul style="list-style-type: none"> <li>散布履歴の確認</li> <li>散布方法等について聞き取り</li> <li>散布に際し、隣接圃の作物状況を確認しているか</li> </ul> 【聞き取り・ほ場確認】 <ul style="list-style-type: none"> <li>農薬の周辺飛散軽減のための対策を講じているか</li> </ul>		5	必須	農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)	周辺農作物の栽培者に対して、事前に農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について連絡しているか。
								農薬を使う際には、病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとめた農薬散布
5	栽培や洗浄等に使用する水の安全を確認しているか。(ガイドライン6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>栽培等に使用する水の水源を把握しておく。</li> <li>水路やバルブ等が汚れていないか、日頃から確認する。</li> </ul> (リスク発見時) <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する水に汚染リスクの可能性がある場合には、安全性が確認されるまで、水の使用を控える。</li> </ul>	【現地確認・聞き取り】 <ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場における水源の確認</li> <li>洗浄用に使用している水源の確認</li> <li>洗浄用に水道水以外の水源を利用している場合は汚染物の混入しないことを確認</li> <li>リスク発見時は代替等が用意されているか</li> </ul>	水の使用	6	重要	使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池等)の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施(特に、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水に注意)(注1)	かん水や薬剤散布など、栽培に使う水が、河川やため池等の地表水、地下水、水道水のいずれなのかを確認しているか。
								地表水や地下水を使う場合、その水路やバルブ等が動物ふん等の汚物や、家畜ふん堆肥で汚れていないか、定期的に観察しているか。また、大雨や洪水の後にも、汚れていないか観察しているか。
								観察した結果、水路やバルブ等が汚れていたら、汚れているところを清掃するとともに、今後、汚物や家畜ふん堆肥が水に流れ込むのを防ぐよう努めているか。
								汚れが残っている間は、収穫直前に、その水が野菜の可食部に直接かかるようなかん水をおこなっていないか。また、その水を、野菜の可食部ににかかると希釈に使っていないか。
								必要な場合には、適切な頻度で生産者自らが使う水を微生物的及び化学的汚染物質についての検査を依頼しているか。

1 食品安全を主な目的とする取組(2)

やまなしGAP				国ガイドライン					
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点		
6	養液栽培では、培養液の汚染に注意しているか。 (ガイドライン8)	・水の供給システムは微生物による汚染の防止に必要な清掃、保守を実施する。  (リスク発見時) ・水源、培養液等の汚染等が確認された場合には、直ちに改善に向けた対策を実施する。	【聞き取り・現地確認】 ・養液ベット、養液タンク、給排水管などは年1回は洗浄しているか。 ・主に葉物栽培では、病原性微生物の汚染防止対策をたっているか。 ・水源によっては、水質検査を行っているか。		8	重要 養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施(注1)	使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かた場合は改善しているか。 養液栽培で使用される水は頻りに取り替えるか、または再利用される場合には微生物及び化学的汚染を最小化するために処理されているか。 水供給システムは、水の微生物汚染を防止するために適宜保守及び清掃されている。		
7	堆肥は適切に製造されたものを使用しているか。 (ガイドライン7)	・堆肥を購入、使用する際は、原料、製造方法、成分を確認する。  (堆肥を製造する場合) ・水分調整、切り返しを行い、70 以上で十分に発酵させる(注)。できあがった堆肥は、原料の家畜ふんや製造途中の堆肥に触れないように管理する。  (注)山梨県環境保全型農業推進ガイド等を参考に有機質資材の種類に応じて適切に製造する。	【使用履歴の確認】 ・堆肥の使用履歴の確認  【聞き取り】 ・堆肥の製造や使用に関することについて、適正に製造されているか聞き取りを行う。  【保証書や現物の確認】 ・堆肥の素材が明らかで、汚染につながる要因はないか		7	重要 堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵した堆肥を使用(注1)	家畜ふん堆肥を製造する場合は、切り返し等により、全体に空気が入るように努めているか 家畜ふん堆肥を製造する場合は副資材の利用等により水分を調整するように努めているか 家畜ふん堆肥を製造する場合は、70 の発酵が数日間続くように努めているか。 原料の家畜ふんや製造途中の堆肥が、できあがった堆肥にふれないようにしているか。 他者から入手した家畜ふん堆肥をそのまま使う場合は、これらの事項を守って作られたものであることを確認するよう努めているか。		
8	清潔な服装に心がけ、作業前の手洗いなどの衛生対策を励行する。 (ガイドライン9)	・感染症の疑いがある場合は、生鮮野菜に触れるような作業をしない。 ・身体を清潔に保つため、爪を短く清潔にし、作業前には手洗いを励行する。  (手にキズなどがある場合) ・傷口は絆創膏等でしっかりと覆い、直接傷口が生鮮野菜に触れないようにする。	【聞き取り】 ・毎朝、作業者の健康状態を把握しているか ・作業着や爪の管理、また作業前の手洗いの徹底を確認 ・手のキズの確認を行い、あった場合は対策を講じているか	作業者等の衛生管理	9	重要 作業者の衛生管理の実施(注1)	ほ場や各施設の管理者は、作業者の健康管理に努めているか。作業者に下痢、おう吐、発熱、黄疸などの症状があり、感染症にかかっていると疑われる場合は、野菜の可食部に直接ふれる作業をさせないようにしているか。 作業者の身体を清潔に保つため、作業を始める前や、家畜ふん等の汚物や家畜ふん堆肥にふれた後など、必要ときに手を洗っているか。 爪は短く清潔にし、手足の傷は手袋等で覆っているか。 清潔な作業着や手袋等を身につけ、不潔な物や場所に触れないようにしているか。 覆いのない野菜の上で、咳やくしゃみなど、汚染の原因となり得る行動をしないよう努めているか。 訪問者にも、これらの事項を守って貰っているか。		
9	作業場所の近くにトイレや手洗いの設備があるか。 (ガイドライン10)	・手洗い設備やトイレは常に清潔にしておく。 ・手洗いやトイレの排水等が、ほ場やハウス内、農業用水路に流入しないようにする。	【現地確認】 ・手洗い場やトイレは清潔に管理されているか ・排水等がほ場に流入しないよう管理されているか				10	重要 ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施(注1)	ほ場や各施設から通える場所に、必要ときに使える手洗い設備やトイレがあるか。 手洗い設備やトイレは、汚水がほ場や各施設、水路を汚さないようにしているか。 手洗い設備やトイレは、定期的な点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに直すとともに、清潔に保っているか。

1 食品安全を主な目的とする取組(3)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
10	農機具、器具類の数や保管場所を把握し、使用後は洗浄・手入れをして、常に清潔に保っているか。 (ガイドライン11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用した農機具等は常に洗浄し、清潔に保つ。</li> <li>汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使う車両は、収穫物の運搬に使う車両と分ける。やむを得ず収穫物を運搬する車両で廃棄物や家畜ふん堆肥などを運搬した場合は、使用後によく洗浄する。</li> <li>収穫物に直接触れる器具は常に清潔に保ち、必要に応じて使用前後に洗浄する。</li> <li>収穫物と廃棄物などを入れる容器は区別する。汚れがとれなくなった容器は廃棄する。</li> </ul>	<p>【聞き取り・現地確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農機具や器具類は適切に保管されているか</li> <li>使用した農機具は、使用後常に洗浄しているか</li> <li>運搬車両は堆肥専用と収穫物用でわけているか、または共用している場合は収穫物が汚染しないような対策を講じているか</li> <li>ハザミなど農作物に触れる農機具は使用前と後に洗浄を徹底しているか</li> </ul>	機械・施設・容器等の衛生管理	11	重要 農機具や収穫・調整・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>トラクターや運搬車両等の農機は、表面についた汚物や家畜ふん堆肥、野菜残さを洗い流す又は取り除くことにより、清潔に保っているか。</li> <li>汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使う車両は、収穫物の運搬に使う車両と分けているか。</li> <li>やむを得ず汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使う車両を収穫物の運搬に使う場合は、車体をよく洗うとともに、清潔なシートを敷くなどにより、収穫物が荷台に直接ふれないようにしているか。</li> <li>農機具や収穫容器、ビニールシートやマルチフィルムなどの資材は、清潔な場所におく、箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、汚染を防止しているか。</li> <li>機器を使用する生産者は、機器メーカーの取扱説明書を確認しているか。</li> <li>野菜の可食部に直接ふれるハサミやナイフ等の農具は、使ったその日のうちに洗っているか。</li> <li>繰り返し使われるコンテナ等の収穫容器は定期的に洗っているか。</li> <li>生鮮野菜に接触する機器及び容器の素材は、毒性のないものであるか。</li> <li>廃棄物、副産物及び非可食部分または危険物のための容器は、特にはっきり区別され、適切な構造であるか。</li> <li>衛生的に保つことが困難となった容器は廃棄されているか。</li> <li>機器類は、農産物にダメージを与えることなく、その本来の用途の通り機能しているか。</li> <li>機器類は、きちんと整備されているか。</li> </ul>
11	ハウス等の施設は衛生管理に適した構造として、適切に管理されているか。 (ガイドライン12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水溝を設置するなど、雨水が浸入しない構造にするとともに、ネットなどでネズミや鳥などが進入しない対策を講じる。</li> <li>施設内に収穫物の残さなどを放置しない。</li> </ul> <p>(大雨、破損時の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雨水が浸入した場合には速やかに排水する。</li> <li>ネットなどが破損した場合、速やかに補修する。</li> </ul>	<p>【現地確認・聞き取り】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雨水が浸入しない構造であるか、または雨水が浸入しないよう対策が講じられているか</li> <li>ネズミや鳥などの小動物が侵入しないような対策が講じられているか</li> <li>収穫残渣の処理が適切に行われているか</li> </ul>	12	重要 栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設は、排水溝を設けるなどにより、大雨時に汚水がほ場や施設内に流れ込むのを防ぐとともに、速やかに排水するよう努めているか。</li> <li>ビニールハウスやガラス温室等の施設を使う場合は、ネットの設置や、壊れた部分を修理し、入ってはいけないねずみや虫、鳥等が施設に入らないようにしているか。</li> <li>犬や猫などのペットも、食中毒を起こす微生物を持っている可能性があるため、ほ場や施設に入れないようにしているか。</li> <li>使わない機材や野菜残さ等の廃棄物は、栽培中のほ場や施設、その周辺に放置されていないか。</li> <li>廃棄物は、それを処理するまでの間、野菜が植えてあるほ場や施設にねずみや虫等を引き寄せない場所に保管されているか。</li> </ul>	
12	出荷調整や貯蔵等に使用する施設は、作業や衛生管理に適した構造になっているか。 (ガイドライン13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業場や保管・冷蔵施設は常に清潔に保つ。</li> <li>網戸などの設置により、ネズミなどの小動物(ペットを含む)が侵入しない構造とする。</li> <li>十分な明るさを確保し、収穫物の汚染・異物混入を発見しやすい環境にする。</li> <li>集出荷作業時に出荷物に昆虫などの異物やホコリが入らないように注意する。</li> <li>廃棄物は分別し、昆虫や小動物等を引き寄せない場所に保管する。</li> </ul>	<p>【聞き取り・現場確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設内に鳥や小動物が侵入しないような対策が講じられているか</li> <li>保管・冷蔵施設がある場合は、温度や湿度が適切に管理されているとともに、常に清潔に管理されているか</li> <li>施設内で喫煙や飲食が行われていないこと</li> <li>施設内の明るさは十分に保たれているか</li> <li>出荷施設内に農薬や肥料等汚染の可能性があるものが置かれていないこと</li> </ul>	13	重要 調整・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>水はけがよく、清掃しやすくなっているか。</li> <li>施設や設備は定期的に点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに直すなどにより、ねずみや虫、鳥等が施設に入らないようになっているか。</li> <li>廃棄物を施設やその周辺に放置していないか。</li> <li>作業の後、施設内を整頓するとともに、施設や設備を清掃しているか。</li> <li>衛生的な作業が行える明るさの照明を設置しているか。</li> <li>廃棄物は、それを処理するまでの間、ねずみや虫等を引き寄せない場所に保管してあるか。</li> <li>低温保管の施設を清潔に保つとともに、壁などに結露した水滴が野菜にふれないようにしてあるか。</li> <li>洗剤及び農薬等の有害物は、特に明確に区別し、安全な貯蔵設備に分離して保管または貯蔵されているか。</li> </ul>	

1 食品安全を主な目的とする取組(4)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
13	収穫容器、包装資材等は、清潔に保管・使用しているか。また、洗浄等に使用する水の安全を確認しているか。 (ガイドライン14)	包装資材は清潔な場所に保管する。 汚れのある包装容器は使用しない。 保管の際は、シートをかぶせるなどして清潔に保つ。	【聞き取り・現地確認】 ・コンテナ等の収穫容器は定期的に洗浄する ・収穫容器・包装資材は清潔に保管されているか(保管方法、シートなどのチェック) ・収穫容器は定期的に洗浄しているか ・汚れの取れないものは廃棄しているか	機械・施設・容器等の衛生管理	14	重要 安全で清潔な包装容器の使用(注1)	包装資材は清潔な場所に置く、箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、清潔に保っているか 収穫容器は他の目的には使っていないか。 動物のふん等の汚物や家畜ふん堆肥にふれた時などは、洗ったのち、必要に応じて消毒しているか。 包装資材の素材は毒性がなく、生鮮野菜の安全性に悪影響を与えないものを選択しているか 洗浄には、水道水や、地域の保健所等が飲用にできると認められた水を使っているか。 長く保管されていた場合、使う前に洗っているか。 衛生的に保つことが困難となった容器は廃棄しているか。
14	収穫物を運搬する車両は常に清潔に保ち、収穫物の汚染・品質低下を防ぐように注意しているか。 (ガイドライン15)	・農産物を運搬する場合は、農薬・肥料・燃料・動物の他、収穫物を汚染する恐れがある物と一緒に運搬しない。 ・運搬に利用する車両は清潔に保ち、定期的に洗浄する。 ・運搬中は適切な温度管理を実施する。	【聞き取り・現地確認】 ・運搬車両は定期的に洗浄しているか ・農産物を運搬する際は、農薬、肥料、燃料等汚染の恐れのあるものと一緒に運搬していないか	収穫以降の農産物の管理	15	重要 貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施(注1)	出荷には、定期的に清掃され、汚物や廃棄物など有害なものを運んでいない車両を使っているか。 野菜以外のものと一緒に積んで輸送するときは、必要に応じて、野菜が他の荷物にふれないようにしているか。 輸送中の野菜は、品質が低下しないよう適切な温度に保っているか。 運送会社にも、これらの事項を守ってもらっているか。
15	収穫、運搬、選別、出荷時に収穫物に異物が混入しないような配慮がされているか。 (ガイドライン16)	・罹病や汚染の可能性のある収穫物は、分別し適正に処理する。 ・出荷物に異物・昆虫等が混入しないようにする。	【聞き取り・現地確認】 ・選別・出荷機械の整備記録の確認 ・腐敗臭や傷のついた野菜は分別し、適正に処理しているか ・選別・出荷時に機械を使用している場合は、定期的に点検・整備・洗浄を行っているか。 ・出荷物に異物(害虫、タバコの灰、毛髪、土など)が混入しないよう対策を講じているか		16	重要 収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施(注1)	覆いのない野菜の上で、咳やくしゃみ、喫煙や飲食など、野菜の汚染や異物混入の原因となる行動をしていないか。 収穫された野菜の汚染の可能性を防ぐため、食用として適さない物を分別しているか。 野菜の傷んだ部分や土を、清潔な器具等で取り除くよう努めているか。 生産者は、収穫用容器を、収穫された野菜以外のものを運搬するために使用していないか。 潜在的危害があるもののために使用した機器及びび容器は、十分の洗浄及び消毒をせずに、生鮮野菜を入れたり、生鮮野菜のために使用される包装材料と接触しないようにしているか。 ほ場で生鮮野菜をパッキングする時には、容器が家畜糞尿/人間の糞尿により汚染されないようにしているか。
16	りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減策を実施しているか (ガイドライン15)	非該当					

2 環境保全を主な目的とする取組(1)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
17	農薬による環境負荷を低減するための取り組みを実施しているか。 (ガイドライン17、18、19、20、21、22)	<p>・病害虫の特徴や発生状況を理解し、適期防除を徹底する。 ・薬剤防除にあたっては、防除暦に従い防除の徹底を図る。 ・圃地ごとに散布量を把握し、薬液が残らないようにする。 ・薬剤散布時は、飛散の少ないノズルの使用や風向き等を考慮した散布方法で、周囲の作物・建物等に飛散しないように注意する。 ・薬剤防除とあわせ、耕種的防除(雨よけ施設の導入など)も行う。 ・必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う(例:病害虫抵抗性品種の導入、生物農薬・性フェロモン剤等の使用、機械除草、対抗植物の導入など)(注)。  (注)持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考にする。  (土壌くん蒸剤を使用する場合) ・表示された使用方法を遵守するとともに、揮散して周囲に影響を与えないように配慮する。</p>	<p>{現地確認・聞き取り} ・防除暦等があるか ・農薬の散布記録表があるか ・計量器具があるか ・飛散防止対策を講じているか ・化学農薬以外の防除は何をしているか ・くん蒸剤の使用方法を確認しているか</p>	農薬による環境負荷の低減対策	17	重要 農薬の使用残が発生しないように必要な量を秤量して散布液を調製	農薬の散布液が余ることがないよう、必要な量を秤量して散布液を調製しているか。
					18	重要 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	病害虫の発生源となる植物を除去しているか。 病害虫に抵抗性がある品種を導入しているか ほ場及びほ場周辺を清掃しているか。
					19	重要 発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行っているか
					20	重要 農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行っているか。 (例:生物農薬、性フェロモン剤等の使用、対抗植物の導入、除草用機械の利用、べたがけ栽培・雨よけ栽培などの被覆技術の導入)
					21	重要 農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	農薬の使用量や使用回数を削減しているか 飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルを使用しているか 近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布をしているか。
22	重要 被覆を要する農薬(土壌くん蒸剤等)を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施	土壌くん蒸剤等の被覆を要する農薬を使用する場合は、表示された使用上の注意事項に従うとともに、揮散して周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うなどの措置をとっているか。					
18	土壌診断の結果をもとに、肥料や堆肥等の有機質資材の種類や施肥量を決めているか。 (ガイドライン23、24)	<p>・定期的な土壌診断結果に基づき、施肥設計を作成した上で、施肥を行う(注)。  (注)持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考にする。  (有機質資材を利用する場合) ・家畜ふん堆肥等を購入する場合、原料、製造方法、成分を確認する。</p>	<p>{現地確認} ・施肥設計書の確認 ・土壌分析結果の確認 ・堆肥の保証票の確認 ・施肥記録の確認 (施肥した場所、施肥日、肥料の名称、施肥量等)</p>	肥料による環境負荷の低減対策	23	重要 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥をしているか。 都道府県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行っているか。 施肥用機械・器具の点検・整備を行っているか。
					24	重要 堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	堆肥化に当たっては、発酵熱による雑草種子の殺滅に十分留意しているか。
19	堆肥や緑肥などの活用により、持続可能な農業の実践に努めるとともに、土壌浸食への対応を適切に実施しているか。 (ガイドライン25、26)	<p>・持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考に持続可能な農業生産に努める。  (土壌浸食の恐れがあるほ場) ・石垣、植生帯の設置などにより浸食防止に努める。</p>	<p>{現地確認・聞き取り} ・土壌浸食の有無を確認しているか ・土壌浸食が見つかった場合の対策の用意はあるか ・堆肥、緑肥などの有機物を使用しているか</p>	土壌の管理	25	重要 堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	標準的な堆肥施用基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培を行っているか 適地における不耕起栽培を行っているか 多毛作及び輪作を行っているか。
					26	重要 土壌の侵食を軽減する対策の実施(注2)	適地における不耕起栽培を行っているか 被覆作物の栽培を行っているか 植生帯を設置しているか



2 環境保全を主な目的とする取組(2)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
20	廃棄物はしっかり分類、保管し、飛散・放出しないように管理しているか、とくに、プラスチックごみなどの廃棄物は、許可のある業者に処分を委託するなど、適切な処分を行っているか。(ガイドライン27, 28)	・廃棄物はしっかり分類し、飛散・放出しないように管理する。 ・農薬用プラスチックなどは、JAによる回収など、許可のある業者に処分を委託する。 ・やむを得ずせん定枝等を焼却する際は、各自治体のルールに従うとともに、安全に十分配慮する。	【聞き取り】 ・植物残さ等の焼却は消防への届け出方法を知っているか ・廃棄物の収集日を把握し、実践しているか ・廃棄物の保管状況の確認	廃棄物の適正な処理・利用	27	必須 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務)	廃棄物は適切に保管し、処理しているか。 自身で廃棄物を処理できない場合は、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託している。
					28	必須 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	農業生産活動に伴う廃棄物は、認められる場合を除き、不適切に焼却していないか。 廃棄物を焼却する場合であっても、住居が集合している地域において、悪臭が生じるものを焼却していないか(ゴム、皮革、合成樹脂等)
21	作物残さなどの有機資源を圃場に還元するなど、有効に活用しているか。(ガイドライン29)	・ほ場に残すと病虫害等の発生源となる恐れがある場合を除き、作物残さを土壌に還元するなどして、有効活用するように努める。	【聞き取り・現地確認】 ・作物残渣処理方法の確認		29	重要 作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	ほ場に残すと病虫害がまん延する場合などを除き土づくりに利用しているか 堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途への仕向けを実施しているか。
22	機械の点検整備、ハウスの適切な温度管理によって省エネルギーに努めているか。(ガイドライン30)	・機械の日常点検により、エネルギー効率が低下しないように努める。 ・ハウス栽培では基準に従った適切な温度管理を行う。  (新たに機械等を導入する場合) ・可能な限りエネルギー効率の高い機種を選択する。	【現地確認】 ・機械の整備記録の確認 ・基準にそった温度管理等をしているか	エネルギーの節減対策	30	重要 施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をしているか。 適切な温度管理を実施しているか。 エネルギー効率の良い機種を選択しているか。
23	特定外来生物(セイヨウオオマルハナバチ)を使用する場合は、適切な飼養管理を行っているか。(ガイドライン31)	特定外来生物(セイヨウオオマルハナバチ)を使用する場合は、法令を遵守し、適切に使用する。	【聞き取り】 ・ハチが逃げないように配慮されているか。	特定外来生物の適正利用	31	必須 セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施(法令上の義務)	セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、環境省の許可を取得しているか。 セイヨウオオマルハナバチは適切な環境で飼養管理をしているか。
24	ゴミ置場などに野生の鳥獣が近寄らないように適切に管理しているか。(ガイドライン32)	・収穫残さの管理の徹底等により、鳥獣を引き寄せないようにする。 ・市町村の被害防止計画に沿った防止対策を実施する。  (有害鳥獣を駆除する場合) ・鳥獣保護管理法を遵守する。	【聞き取り・現地確認】 ・収穫残渣は適切に処理されているか	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	32	重要 鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施	市町村の被害防止計画に基づく被害防止対策を実施しているか。 収穫残さの管理の徹底、放任果樹の除去等鳥獣を引き寄せない取組を実施しているか。 鳥獣を捕獲する場合は、鳥獣保護法等の関係法令を遵守しているか。

3 労働安全を主な目的とする取組

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
25	<p>農作業安全チェックシート(注)を利用して、農作業安全に向けた対策を実践しているか。 (ガイドライン33、34、35、36、38)</p> <p>(農業用機械等を導入する場合) 安全性に配慮した機種を選定するとともに、使用前にはマニュアル等で安全作業に必要な注意点を把握しているか。 (ガイドライン37)</p>	<p>・農作業安全チェックシートにもとづいて、以下のような安全作業の取組を行う。 危険作業、危険箇所への把握と安全対策 作業者の年齢、健康への配慮 安全な服装、防護服の着用による作業機械の点検・整備</p> <p>(注)作業前に、農作業安全チェックシートにもとづいて、農作業安全に向けた確認を行う。</p>	<p>【聞き取り・現地確認】 ・チェックシートの確認(掲示による作業者への徹底等) ・機械の整備記録の確認</p>	危険作業等の把握	33	重要 農業生産活動における危険な作業等の把握	危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握を実施しているか。 把握された危険箇所は作業者同士で共有されているか。 農作業安全に係るマニュアルの作成等、農作業安全に関する体制を整備しているか。
				農作業従事者の制限	34	重要 機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	酒気帯び、病人等、無資格者等に対する作業を制限しているか。 高齢者には作業分担の配慮をする等の対策を実施しているか。 1日あたりの作業時間の設定、休憩の取得等を実践しているか。
				服装及び保護具の着用等	35	重要 安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	安全に作業を行うため、農薬散布等危険作業を行う場合は保護衣や防護具を着用しているか。 保護衣や防護具は使用後に、適切に洗浄しているか。 保護衣や防護具は汚染されないよう適切に保管しているか。
				作業環境への対応	36	重要 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	危険箇所の表示板設置等を実施しているか。 農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等を実施しているか。 暑熱、寒冷環境における定期的な休憩の実施等の対策を実施しているか。
				機械等の導入・点検・整備・管理	37	重要 機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	機械購入時に型式検査合格証書の有無を確認しているか。 取扱説明書の確認と内容の理解等の対策を実施しているか。 機械の使用前点検、使用後の整備、適切な管理、保管を実施しているか。
				機械等の利用	38	重要 機械、装置、器具等の適正な使用	機械、装置、器具等について、取り扱い説明書等を熟読し、適正に使用している。 取り扱い説明書は、紛失しないよう適切に保管しているか。 機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定を実施しているか。 乗用型トラクター使用時の、シートベルトやバランスウェイトの装着、移動時等の左右ブレーキの連結を実施しているか。
26	<p>農薬、肥料、燃料などの農業用資材を適切に保管、使用しているか。 (ガイドライン39)</p>	<p>・農薬はカギのかかる保管庫に保管する。 ・毒劇物に指定されている農薬については、農薬の飛散、漏出を防止する対策をおこなうとともに、容器、貯蔵庫に表示する。 ・農薬及び肥料の在庫表による管理を行う。 ・燃料や引火性のある資材を保管する場合は、消防法の定めにより適切に管理する。</p>	<p>【聞き取り・現地確認】 ・農薬保管庫の確認 ・農薬、肥料の在庫表の確認 ・燃料、引火性資材の保管状況確認 ・消火器の確認</p>	農業・燃料等の管理	39	必須 農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注3)	農薬は適切な環境に保管しているか。 燃料は適切な環境に保管しているか。
27	<p>農作業中の事故に備え、各種保険に加入しているか。 (ガイドライン40)</p>	<p>・事故に備えた保険等についての知識を持ち、必要な備えをしている。</p>	<p>【聞き取り】 ・保険証書等の確認</p>	事故への備え	40	必須 事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注4)	労災保険に加入しているか。 任意保険に加入しているか。

#### 4 農業生産工程管理の全般に係る取組

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
28	育成した品種や地域ブランド名、開発技術について、知的財産権の取得等により、保護・活用に努めているか。 (ガイドライン41)	・品種や技術が知的財産であることを認識し、自ら(または産地が)開発した品種や技術、ブランドの保護・活用を図る一方、他者の権利を侵害してはいけないことを理解している。	【聞き取り】 ・知的財産権の取得状況の確認 ・適切に活用されているか	技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	41	重要 農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	知的財産は保護し、活用しているか。 例えば、新たに開発した技術の特許・実用新案申請、新たに育成した品種の品種登録、新たにブランド化した商品の商標登録を実施しているか。
							技術・ノウハウが知的財産であることを認識しているか。
29	登録品種について、種苗の取り扱い条件を理解しているか。 (ガイドライン42)	・登録品種を譲渡などの目的で増殖しない、 ・権利関係が未確認な種苗の譲渡を受けない。	【聞き取り】 ・登録品種の権利について確認(理解)しているか ・保護が必要なものについて、適正に取り扱っているか		42	必須 登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	知的財産を保護・活用するために「権利化する」、「秘匿する」、「公開する」のうち適切な手段を選んでいるか。
							技術・ノウハウを活用する場合は、販売戦略に照らし合わせて、「自ら技術を独占的に使い生産する」、「技術を使わせ、その使用料を徴収する」、及び「技術を使う権利そのものを販売する」のうち適切な手段を選んでいるか。
30	ほ場の所有者、地番、面積、栽培作物(履歴)を正しく把握しているか。 (ガイドライン43)	・圃地ごとに現在の栽培作物(品種)を記録しておく。 ・圃地ごとに過去の利用状況、栽培品種を把握し、適切な管理の参考とする。	【聞き取り】 ・ほ場の位置図、台帳等の確認		43	重要 ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	登録品種の種苗を利用する場合は、権利者の許諾を得ているか。
							栄養繁殖植物のなかで自家増殖が禁止されている82種類の植物を増殖する場合は、権利者の利用許可を得ているか。
31	農業・肥料の使用に関する記録を適切に行っているか。 (ガイドライン44、45)	・防除日誌を活用した防除記録を作成し保存しておく。 ・防除日誌の記載内容は、散布日、使用場所、作物名、薬剤名(剤型まで)、希釈倍率、散布量、洗浄記録などとする。 ・肥料の購入や使用に関する内容を記録・保存しておく。	【聞き取り】 ・防除日誌、施肥使用記録等の確認	情報の記録・保管・保存・保存期間	44	重要 農業の使用に関する内容を記録し、保存	ほ場にかかる情報(位置や面積等)は適切に記録し、保存しているか。
							農業の使用に当たっては、使用日、使用場所、使用した農作物、使用した農業の種類又は名称、農業の使用量又は希釈倍率を記録し、適切に保存しているか。
32	農業用資材の購入、施設の管理等の記録を適切に保管しているか。 (ガイドライン46)	・資材等の購入記録をもとに、不要な在庫がないように管理する。 ・施設等の衛生管理、保守点検に関する記録を保存しておく。	【聞き取り】 ・農業用資材購入記録(伝票等)の確認		45	重要 肥料の使用に関する内容を記録し、保存	肥料の使用に当たっては、施用日、施用場所、施用した農作物、施用した肥料の名称、施用面積、施用した量等の情報を記録し、適切に保存しているか。
							種子、苗、肥料、農業等の購入伝票を適切に保管しているか。
33	出荷伝票・食品検査結果を適切に保存し、情報提供できる状態になっているか。 (ガイドライン47、49)	・出荷伝票など、出荷に関する伝票類を整理し、最低1年間(できる限り3年間)保管する。	【聞き取り】 ・出荷伝票及び保管状況の確認 ・必要に応じ残留農薬検査結果の確認		47	必須 野菜の出荷に関する記録の保存(注5)	以下について記録し保管しているか。 ・生産品の品名、生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地、出荷量または販売量、食品衛生法上の検査を実施した場合の記録
							49
34	チェックリストにより、定期的に自己点検を行い、不十分な点について早急に改善を実施している。また、点検・改善結果を確認できる記録を適切に保管し、開示できる状態で管理しているか。 (ガイドライン48)	・年1回以上自己点検を行うとともに、出荷団体の内部管理者による点検を実施する。  (点検で見つかった問題への対応) ・自己点検、出荷団体の内部点検で問題が見つかった場合、早急に必要対策を講じる。	【聞き取り】 ・生産工程管理のチェックリストの確認	生産工程管理の実施	48	重要	出荷については、取り扱う食品の流通実態に応じた期間(概ね1～3年間)保存しているか。
							出荷に関する記録以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存しているか。
34	チェックリストにより、定期的に自己点検を行い、不十分な点について早急に改善を実施している。また、点検・改善結果を確認できる記録を適切に保管し、開示できる状態で管理しているか。 (ガイドライン48)	・年1回以上自己点検を行うとともに、出荷団体の内部管理者による点検を実施する。  (点検で見つかった問題への対応) ・自己点検、出荷団体の内部点検で問題が見つかった場合、早急に必要対策を講じる。	【聞き取り】 ・生産工程管理のチェックリストの確認	生産工程管理の実施	48	重要	以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注6) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握・見直し 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用
							栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存しているか。
34	チェックリストにより、定期的に自己点検を行い、不十分な点について早急に改善を実施している。また、点検・改善結果を確認できる記録を適切に保管し、開示できる状態で管理しているか。 (ガイドライン48)	・年1回以上自己点検を行うとともに、出荷団体の内部管理者による点検を実施する。  (点検で見つかった問題への対応) ・自己点検、出荷団体の内部点検で問題が見つかった場合、早急に必要対策を講じる。	【聞き取り】 ・生産工程管理のチェックリストの確認	生産工程管理の実施	48	重要	点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存しているか。また、自己点検の結果、改善が必要な部分の把握・見直しを実施しているか。
							点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存しているか。また、自己点検の結果、改善が必要な部分の把握・見直しを実施しているか。

5 出荷団体の取組(1)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
35	病害虫の発生状況等に応じた効果的な防除指導を行っているか。 (ガイドライン19)	・病害虫発生予察情報等の活用により、病害虫の発生状況を把握し、適切な防除指導を行う。	【聞き取り】 ・情報収集手段(指導資料・予察情報)の確認 ・観察記録の確認 ・指導の方法	環境保全	19	重要 発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行っているか
36	気象情報や県の技術対策資料に基づき、気象災害を未然に防ぐための注意喚起を行っているか。	・降霜や台風、大雪などの危険が予測される場合に、農作物やほ場、施設の被害を防止する対策(注)を生産者に周知する。  (災害が発生した場合) ・速やかな被害把握に努めるとともに、関係機関と連携して迅速な事後対策の実施や復旧に向けた支援を行う。  (注) ・農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針、等を活用する。	【聞き取り】 ・気象情報の収集、周知方法の確認 ・指導指針等の有無、内容の理解、活用方法  (災害が発生した場合の対応) ・連絡体制の有無、明確化、共有化の状況 ・情報収集、連絡体制(フロー図、連絡網等) ・事後対策の用意があるか	危機管理			
37	GAPの取組について、組織内で内部点検を行っているか。 (ガイドライン48)	・GAPの取組状況について、内部管理者による点検を年1回以上実施する。  (点検で見つかった問題への対応) ・内部点検で問題が見つかった場合、生産者に問題の是正を働きかけるとともに、課題を生産団体内で共有する。	【聞き取り】 ・内部管理者の確認 ・点検方法、時期等の確認 ・点検記録の保管状況の確認  (点検で見つかった問題への対応) ・管理手順の有無 ・是正指導、団体共有の方法 ・記録の有無	危機管理	48	重要 以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定し点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存し点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注6)。自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し、自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査、認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存しているか。
38	集出荷施設内および選果、梱包ラインは常に衛生を保っているか。 (ガイドライン13)	・作業者の手洗いなど、衛生管理を徹底する。 ・手洗い、飲食、喫煙等のスペースを分離する。 ・廃棄物は適切に分別・保管し、施設やその周辺に放置しない。 ・風雨によるホコリ等の侵入がないように留意する。 ・ネズミ等の小動物や昆虫が入らないように留意する。 ・作業後は、施設内や設備等の清掃を行う。	【聞き取り】 ・衛生管理ルールの有無、周知方法の確認 ・廃棄物の分別、処理方法等の確認 ・清掃体制の有無、共有、記録の確認  【現地確認】 ・手洗い場、休憩(喫煙)スペースの確認 ・廃棄物の分別・保管場所の確認 ・施設開口部の確認	施設の管理・運営体制の整備	13	重要 調整・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	水はけがよく、清掃しやすくなっているか。 施設や設備は定期的に点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに直すなどにより、ねずみや虫、鳥等が施設に入らないようになっているか。 廃棄物を施設やその周辺に放置していないか。 作業の後、施設内を整頓するとともに、施設や設備を清掃しているか。 衛生的な作業が行える明るさの照明を設置しているか。 廃棄物は、それを処理するまでの間、ねずみや虫等を引き寄せない場所に保管してあるか。 低温保管の施設を清潔に保つとともに、壁などに結露した水滴が野菜にふれないようにしているか。 洗剤及び農薬等の有害物は、特に明確に区別し、安全な貯蔵設備に分離して保管または貯蔵されているか。
39	出荷資材は清潔に保管しているか。 (ガイドライン14)	・出荷資材は清潔な場所に保管する。 ・汚れのある出荷資材は使用しない。 ・保管の際は、シートをかぶせるなどして、清潔に保つ。	【現地確認】 ・資材の保管場所、保管状況の確認	施設の管理・運営体制の整備	14	重要 安全で清潔な包装容器の使用(注1)	包装資材は清潔な場所に置く、箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、清潔に保っているか 収穫容器は他の目的には使っていないか。 動物のふん等の汚物や家畜ふん堆肥にふれた時などは、洗ったのち、必要に応じて消毒しているか。 包装資材の素材は毒性がなく、野菜の安全性に悪影響を与えないものを選択しているか 洗浄には、水道水や、地域の保健所等が飲用にできると認められた水を使っているか。 長く保管されていた場合、使う前に洗っているか。 衛生的に保つことが困難となった容器は廃棄しているか。

5 出荷団体の取組(2)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
40	施設内の安全管理を徹底しているか。 (ガイドライン36)	施設内の危険箇所を把握し、危険箇所の表示などにより作業者の安全を確保する。	【聞き取り】 ・危険箇所の検討記録の有無 ・安全確保の体制 ・事故発生時の対応手順 【現地確認】 ・危険箇所の掲示等共有方法の確認 ・危険箇所の区別の状況	施設の管理・ 運営体制の整備	36	重要 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	危険箇所の表示板設置等を実施しているか。  暑熱、寒冷環境における定期的な休憩の実施等の対策を実施しているか。
41	予冷・保冷の施設を清潔に保つとともに、品質が維持できる適切な温度を維持しているか。 (ガイドライン13)	冷蔵設備、温度センサーは定期的にメンテナンスを実施する。	【聞き取り】 ・メンテナンス、修繕記録の有無		13	重要 調整・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	低温保管の施設を清潔に保つとともに、壁などに結露した水滴が野菜にふれないようにしてあるか。
42	選果、梱包に使用する測定機器等が正常に動作することを確認しているか。 (ガイドライン37)	重量、糖度センサーなどの計器類は定期的にメンテナンスを実施する。	【現地確認】 ・稼働状況の確認		37	重要 機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	機械購入時に型式検査合格証票の有無を確認しているか。 取扱説明書の確認と内容の理解等の対策を実施しているか。 機械の使用前点検、使用後の整備、適切な管理、保管を実施しているか。

1 食品安全を主な目的とする取組

やまなしGAP				国ガイドライン				
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点	
1	ほ場やその周辺を常にきれいに保っているか。(ガイドライン1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場やほ場周辺は定期的な清掃を行い、使わない資材や作物残などを放置しない。</li> <li>大雨などにより雨水が進入しないような対策を講じる。</li> <li>ほ場および隣接地の汚染リスクを事前に把握し、必要な対策を講じる。</li> </ul> <p>(大雨時、リスク発見時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場やハウス内に雨水が流入した場合、速やかに排水する。</li> <li>ほ場または隣接地に汚染リスクが確認された場合、速やかにリスクを回避する対策を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【聞き取り】</li> <li>・農地台帳の確認</li> <li>【現地確認】</li> <li>・ほ場やほ場周辺に汚染原因となるものがないか</li> <li>・使わない資材や植物残渣等が放置されていないか</li> <li>・土壌浸食の恐れがあるところでは、浸食を軽減する対策を講じているか。</li> </ul>	ほ場環境の確認と衛生管理	1	必須	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止(注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途を確認している。</li> <li>環境中の潜在的汚染源を特定し、許容されないレベルの汚染のあるほ場では生産しない。</li> <li>廃棄物は衛生上支障がないように処理している。</li> <li>ほ場にねずみや虫、ペット等を入れないようにしている。</li> <li>農作物の製造・保管場所において、散らからないよう清掃している。</li> <li>家畜ふん堆肥の製造・保管場所から、大雨時に堆肥や原料ふんが流出しないようにしているか。</li> <li>大雨時、汚水の流れ込みを防ぎ、速やかに排水しているか。</li> </ul>
2	農薬は登録情報にしたがって、容器ラベルの使用基準を守って使用しているか。(ガイドライン2、4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬の使用前に容器ラベル等を確認し、有効期限、適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量、使用時期、使用回数、使用方法などを守って、適正に使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【使用状況の確認】</li> <li>・農薬の散布履歴等の確認</li> <li>・農薬使用における遵守すべき事柄等について聞き取りにより確認</li> </ul>	農薬の使用	2	必須	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	容器又は包装に登録を受けた表示のある農薬以外を使用していないか。
			4		必須	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)	農薬の表示内容を守って農薬を使用しているか。農薬を使用できる農作物、使用量、希釈倍数、使用する時期(収穫前の使用禁止期間)、使用できる回数(使用前に記録簿を確認する)、有効期限、使用上の注意	
3	農薬使用の前に散布機械・器具を点検し、十分に洗浄されているか確認しているか。また、使用後はよく洗浄しているか。(ガイドライン3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされていることを確認する。</li> <li>農薬の使用後には、薬液タンク、ホース、噴口、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に注意して、洗浄を十分に行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【散布器具等の確認】</li> <li>・点検簿または洗浄記録の確認</li> <li>・散布器具は十分に洗浄されているか(農薬等の残留がないよう洗浄されているか)</li> <li>・洗浄方法等について聞き取り</li> </ul>		3	重要	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされていることを確認しているか。</li> <li>農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に注意して、洗浄を十分に行っているか。</li> </ul>
4	対象病害虫に対して適切な農薬を適期に使用しているか。また、隣接圃の作物・品種を確認し、飛散の影響を避ける配慮や、散布の際、風向き等に注意し、民家、道路に飛散しないように配慮しているか。(ガイドライン5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>防除基準に従って適切な農薬散布を実施する。</li> <li>近隣作物や周辺への飛散を防止するため、風向き、散布時間等に注意する。</li> </ul> <p>(突発的な病害虫の発生時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病害虫の多発等により防除が必要な場合には、指導機関の指示などに従って適切な農薬を選択する。とくに、使用回数や薬剤抵抗性を考慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【聞き取り・散布履歴の確認】</li> <li>・散布履歴の確認</li> <li>・散布方法等について聞き取り</li> <li>・散布に際し、隣接圃の作物状況を確認しているか</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>【聞き取り・ほ場確認】</li> <li>・農薬の周辺飛散軽減のための対策を講じているか</li> </ul>	5	必須	農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺農作物の栽培者に対して、事前に農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について連絡しているか。</li> <li>農薬を使う際には、病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布</li> <li>近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布を心がけているか</li> <li>証拠を揃える際の検査にあたっては食品衛生法上の登録検査機関、またはISO17025の認証取得機関による検査を受けているか。</li> </ul>	
5	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認しているか。(ガイドライン6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>米穀や農地土壌のカドミウム濃度実態を把握する。</li> </ul> <p>(高濃度のカドミウムを含む米穀が生産される可能性がある地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出穂前後3週間の湛水管理などカドミウムの吸収抑制対策に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【聞き取り】</li> <li>・生産環境におけるカドミウム汚染の可能性を把握しているか。</li> <li>・過去にカドミウム汚染が確認された地域では、出水前約3週間の湛水管理等で対策を講じているか。</li> </ul>	カドミウム濃度の低減対策	6	重要	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>米穀や農地土壌のカドミウム濃度実態を把握しているか。</li> <li>高濃度のカドミウムを含む米穀が生産される可能性がある地域においては、出穂前後3週間の湛水管理などカドミウムの吸収抑制対策に取り組んでいるか。</li> </ul>

2 環境保全を主な目的とする取組(1)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
6	農業による環境負荷を低減するための取り組みをしているか。 (ガイドライン9, 10, 11, 12, 13, 14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病虫害の特徴や発生状況を理解し、適期防除を徹底する。</li> <li>・薬剤防除にあたっては、防除層に従い防除の徹底を図る。</li> <li>・圃地ごと散布量を把握し薬液が残らないようにする。</li> <li>・農業のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を遵守する。(止水期間は1週間程度とすることが望ましい)</li> <li>・止水期間の農業の流出を防止するために必要な水管理や畦畔整備等を行う。</li> <li>・飛散が少ない形状の農業及び農業の飛散を抑制するノズルを使用する。</li> <li>・薬剤散布時は、周囲の作物・品種・建物等に飛散しないように天候や時間帯を考慮する。</li> <li>・薬剤防除とあわせ、耕種的防除(例:生物農薬、性フェロモン剤等の使用、対抗植物の導入、除草用機械の利用、べたがけ栽培・雨よけ栽培などの被覆技術の導入)を行い、農業の使用量や使用回数の削減に努める。</li> <li>・必要に応じて農業や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う(例:病虫害抵抗性品種の導入、生物農薬・性フェロモン剤等の使用、機械除草、対抗植物の導入など)(注)。</li> </ul> <p>(注)持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【現地確認・聞き取り】</li> <li>・防除層等があるか</li> <li>・農業の散布記録表があるか</li> <li>・計量器具があるか</li> <li>・飛散防止対策を講じているか</li> <li>・化学農薬以外の防除は何をしているか</li> <li>・水田から水系を通して、他のほ場に農業が流入しないよう対策を講じているか。</li> </ul>	農業による環境負荷の低減対策	9	重要 農業の使用残が発生しないように必要な量を秤量して散布液を調製	農業の散布液が余ることがないよう、必要な量を秤量して散布液を調製しているか。
					10	重要 水田からの農業流出を防止する対策の実施	農業のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を遵守しているか(止水期間は1週間程度とすることが望ましい) 止水期間の農業の流出を防止するために必要な水管理や畦畔整備等の措置を講じているか。
					11	重要 病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	病虫害の発生源となる植物を除去しているか。 病虫害に抵抗性がある品種を導入しているか ほ場及びほ場周辺を清掃しているか。
					12	重要 発生予察情報の利用などにより病虫害の発生状況を把握した上での防除の実施	発生予察情報の入手や病虫害発生状況の観察による病虫害の発生状況を把握した上で防除を行っているか
					13	重要 農業と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	必要に応じて農業や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行っているか。(例:生物農薬、性フェロモン剤等の使用、対抗植物の導入、除草用機械の利用、べたがけ栽培・雨よけ栽培などの被覆技術の導入)
					14	重要 農業散布時における周辺住民等への影響の回避	農業の使用量や使用回数を削減しているか 飛散が少ない形状の農業及び農業の飛散を抑制するノズルを使用しているか 近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布をしているか。
7	土壌診断の結果をもとに、肥料や堆肥等の有機質資材の種類や施肥量を決定しているか、水田代かき後の濁水流出の防止対策を実施しているか。 (ガイドライン15, 16, 17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な土壌診断結果に基づき、施肥設計を作成した上で、施肥を行う(注)。</li> <li>(注)持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考にする。</li> <li>(有機質資材を利用する場合)</li> <li>・家畜ふん堆肥等を購入する場合、原料、製造方法、成分を確認する。</li> <li>(堆肥を製造する場合)</li> <li>・水分調整、切り返しを行い、70 以上で十分に発酵させる(注)、できあがった堆肥は、原料の家畜ふんや製造途中の堆肥に触れないように管理する。</li> <li>(注)山梨県環境保全型農業推進ガイド等を参考に有機質資材の種類に応じて適切に製造する。</li> <li>(代かき時)</li> <li>・浅水の状態での代かきを実施する。また、あぜぬり・あぜシートの利用等により水田からの濁水の流出防止に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【現地確認】</li> <li>・施肥設計書の確認</li> <li>・土壌分析結果の確認</li> <li>・堆肥の保証票の確認</li> <li>・施肥記録の確認</li> <li>(施肥した場所、施肥日、肥料の名称、施肥量等)</li> <li>・代かき後の濁水流入防止対策を実施しているか</li> </ul>	肥料による環境負荷の低減対策	15	重要 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培層等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥をしているか。 都道府県の施肥基準、JAの栽培層等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行っているか。 施肥用機械・器具の点検・整備を行っているか。
					16	重要 堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	堆肥化に当たっては、発酵熱による雑草種子の殺滅に十分留意しているか。
					17	重要 水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施	浅水の状態での代かきの実施や、あぜぬり・あぜシートの利用等により水田からの濁水の流出防止に努めているか。
8	堆肥や緑肥などの活用により、持続可能な農業の実践に努めるとともに、植生帯の設置等により土壌浸食への対応を適切に実施しているか。 (ガイドライン18, 19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考に持続可能な農業生産に努める。</li> <li>(土壌浸食の恐れがあるほ場)</li> <li>・石垣、植生帯の設置などにより浸食防止に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【現地確認・聞き取り】</li> <li>・土壌浸食の有無を確認しているか</li> <li>・土壌浸食が見つかった場合の対策の用意はあるか</li> <li>・堆肥、緑肥などの有機物を使用しているか</li> </ul>	土壌の管理	18	重要 堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	標準的な堆肥施用基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培を行っているか 適地における不耕起栽培を行っているか
					19	重要 土壌の侵食を軽減する対策の実施(注2)	適地における不耕起栽培を行っているか 被覆作物の栽培を行っているか 植生帯を設置しているか

2 環境保全を主な目的とする取組(2)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
9	廃棄物はしっかり分類、保管し、飛散・放出しないように管理しているか。とくに、プラスチックごみなどの廃棄物は、許可のある業者に処分を委託するなど、適切な処分をしているか。(ガイドライン20, 21)	・廃棄物はしっかり分類し、飛散・放出しないように管理する。 ・農業廃プラスチックなどはJAによる回収など、許可のある業者に処分を委託する。 ・やむを得ず作物残さ等を焼却する際は、消防署に届けるとともに、安全に十分配慮する。	【聞き取り・現地確認】 ・植物残さ等(稲わらなど)の焼却は消防への届け出方法を知っているか ・廃棄物の収集日を把握し、実践しているか ・廃棄物の保管状況の確認	廃棄物の適正な処理・利用	20	必須 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務)	廃棄物は適切に保管し、処理しているか。 自身で廃棄物を処理できない場合は、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託している。
					21	必須 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)	農業生産活動に伴う廃棄物は、認められる場合を除き、不適切に焼却していないか。 廃棄物を焼却する場合であっても、住居が集まっている地域において、悪臭が生じるものを焼却していないか(ゴム、皮革、合成樹脂等)
					22	重要 作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	ほ場に残すと病虫害がまん延する場合などを除き土づくり利用しているか 堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途への仕向けを実施しているか。
10	作物残さなどの有機資源を堆肥化して圃場に還元するなど、有効に活用しているか。(ガイドライン22)	・ほ場に残すと病虫害等の発生源となる恐れがある場合を除き、作物残さを土壌に還元したり、堆肥化(注)するなどして、有効活用するように努める。 (注)山梨県環境保全型農業推進ガイド等を参考に適切に製造する。	【聞き取り・現地確認】 ・作物残渣処理方法の確認				
11	機械の点検整備によって省エネルギーに努めているか。(ガイドライン23)	・機械の日常点検により、エネルギー効率を低下しないように努める。 (新たに機械等を導入する場合) ・可能な限りエネルギー効率の高い機種を選択する。	【現地確認・聞き取り】 ・機械の整備記録の確認 ・使用機種(播種機、催芽機、刈り取り機、耕耘機等)の確認	エネルギーの節減対策	23	重要 施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をしているか。 適切な温度管理を実施しているか。 エネルギー効率の良い機種を選択しているか。
12	ゴミ置場などに野生の鳥獣が近寄らないように適切に管理しているか。(ガイドライン24)	・作物残さの管理の徹底等により鳥獣を引き寄せないようにする。 ・市町村の被害防止計画に沿った対策を実施する。 (有害鳥獣を駆除する場合) ・鳥獣保護管理法を遵守する。	【聞き取り・現地確認】 ・収穫後ほ場で乾燥する場合は鳥等の被害対策を講じているか(ネットなど)。	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	24	重要 鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施	市町村の被害防止計画に基づく被害防止対策を実施しているか。 収穫残さの管理の徹底、放任果樹の除去等鳥獣を引き寄せない取組を実施しているか。 鳥獣を捕獲する場合は、鳥獣保護法等の関係法令を遵守しているか。



### 3 労働安全を主な目的とする取組

やまなしGAP				国ガイドライン															
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点												
13	<p>農作業安全チェックシート(注)を利用して、農作業安全に向けた対策を実践しているか。 (ガイドライン25, 26, 27, 28, 30)</p> <p>(農業用機械等を導入する場合) 安全性に配慮した機種を選定するとともに、使用前にはマニュアル等で安全作業に必要な注意点を把握しているか。 (ガイドライン29)</p>	<p>農作業安全チェックシートにもとづいて、以下のような安全作業の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険作業、危険箇所の把握と安全対策</li> <li>作業者の年齢、健康への配慮</li> <li>安全な服装、防護服の着用による作業機械の点検・整備</li> </ul> <p>(注)作業前に、農作業安全チェックシートにもとづいて、農作業安全に向けた確認を行う。</p>	<p>【聞き取り・現地確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>チェックシートの確認(指示による作業者への徹底等)</li> <li>機械の整備記録の確認</li> <li>作業時は、適時休憩時間を取り、事故の防止についているか。</li> </ul>	危険作業等の把握	25	重要	農業生産活動における危険な作業等の把握	危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握を実施しているか。 把握された危険箇所は作業者同士で共有されているか。 農作業安全に係るマニュアルの作成等、農作業安全に関する体制を整備しているか。											
				農作業従事者の制限	26	重要	機械作業、高所作業又は農業散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	酒気帯び、病人等、無資格者等に対する作業を制限しているか。 高齢者には作業分担の配慮をする等の対策を実施しているか。 1日あたりの作業時間の設定、休憩の取得等を実践しているか。											
				服装及び保護具の着用等	27	重要	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	安全に作業を行うため、農業散布等危険作業を行う場合は保護衣や防護具を着用しているか。 保護衣や防護具は使用後に、適切に洗浄しているか。 保護衣や防護具は汚染されないよう適切に保管しているか。											
				作業環境への対応	28	重要	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	危険箇所の表示板設置等を実施しているか。 農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等を実施しているか。 暑熱、寒冷環境における定期的な休憩の実施等の対策を実施しているか。											
				機械等の導入・点検・整備・管理	29	重要	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	機械購入時に型式検査合格証書の有無を確認しているか。 取扱説明書の確認と内容の理解等の対策を実施しているか。 機械の使用前点検、使用後の整備、適切な管理、保管を実施しているか。											
14	<p>農薬、肥料、燃料などの農業用資材を適切に保管、使用しているか。 (ガイドライン31)</p>	<p>農薬はカギのかかる保管庫に保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毒劇物に指定されている農薬については、農薬の飛散、漏出を防止する対策をおこなうとともに、容器、貯蔵庫に表示する。</li> <li>農薬及び肥料の在庫表による管理を行う。</li> <li>燃料や引火性のある資材を保管する場合は、消防法の定めによる適切に管理する。</li> </ul>	<p>【聞き取り・現地確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農薬保管庫の確認</li> <li>農薬、肥料の在庫表の確認</li> <li>燃料、引火性資材の保管状況確認</li> <li>消火器の確認</li> </ul>	農薬・燃料等の管理	31	必須	農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)(注3)	農薬は適切な環境に保管しているか。 燃料は適切な環境に保管しているか。											
				15	<p>農作業中の事故に備え、各種保険に加入しているか。 (ガイドライン33)</p>	<p>事故に備えた保険等についての知識を持ち、必要な備えをしている。</p>	<p>【聞き取り】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険証書等の確認</li> </ul>	事故への備え	33	必須	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)(注4)	労災保険に加入しているか。 任意保険に加入しているか。							

4 農業生産工程管理の全般に係る取組(1)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
16	育成した品種や地域ブランド名、開発技術について、知的財産権の取得等により、保護・活用に努めているか。 (ガイドライン34)	品種や技術が知的財産であることを認識し、自ら(または産地が)開発した品種や技術、ブランドの権利を保護・活用を図る一方、他者の権利を侵害してはいけないことを理解しておく。	【聞き取り】 ・知的財産権の取得状況の確認 ・適切に活用されているか	技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	34	重要 農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	知的財産は保護し、活用しているか。 例えば、新たに開発した技術の特許・実用新案申請、新たに育成した品種の品種登録、新たにブランド化した商品の商標登録を実施しているか。
							技術・ノウハウが知的財産であることを認識しているか。 知的財産を保護・活用するために「権利化する」、「秘匿する」、「公開する」のうち適切な手段を選んでいるか。 技術・ノウハウを活用する場合は、販売戦略に照らし合わせて、「自ら技術を独占的に使い生産する」、「技術を使わせ、その使用料を徴収する」及び「技術を使う権利そのものを販売する」のうち適切な手段を選んでいるか。 技術を知的財産として有効に活用するため、技術を使用する範囲(開発者個人か、ある程度限られた地域やグループか)を考慮しているか。
17	登録品種について、種苗の取り扱い条件を理解しているか。 (ガイドライン35)	登録品種を譲渡などの目的で増殖しない。 権利関係が未確認な種苗の譲渡を受けない。	【聞き取り】 ・登録品種の権利について確認(理解)しているか ・保護が必要なものについて、適正に取り扱っているか		35	必須 登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	登録品種の種苗を利用する場合は、権利者の許諾を得ているか。 栄養繁殖植物のなかで自家増殖が禁止されている82種類の植物を増殖する場合は、権利者の利用許可を得ているか。
18	ほ場の所有者、地番、面積、栽培作物(履歴)を正しく把握しているか。 (ガイドライン36)	圃地ごとに現在の栽培作物(品種)を記録しておく。 圃地ごとに過去の利用状況、栽培品種を把握し、適切な管理の参考とする。	【聞き取り】 ほ場の位置図、台帳等の確認	情報の記録・保管	36	重要 ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	ほ場にかかる情報(位置や面積等)は適切に記録し、保存しているか。
19	農業・肥料の使用に関する記録を適切に行っているか。 (ガイドライン37、38)	・防除日誌(注)を活用した防除記録を作成し保存しておく。 ・防除日誌の記帳内容は、散布日、使用場所、作物名、薬剤名(剤型まで)、希釈倍率、散布量、洗浄記録などとする。 ・肥料の購入や使用に関する内容を記録・保存しておく。  (注)参考様式の記載内容を基本とする。	【聞き取り】 ・防除日誌、施肥使用記録等の確認		37	重要 農業の使用に関する内容を記録し、保存	農業の使用に当たっては、使用日、使用場所、使用した農作物、使用した農業の種類又は名称、農業の使用量又は希釈倍率を記録し、適切に保存しているか。
					38	重要 肥料の使用に関する内容を記録し、保存	肥料の使用に当たっては、使用日、使用場所、使用した農作物、使用した肥料の名称、施用面積、施用した量等の情報を記録し、適切に保存しているか。
20	農業用資材の購入や出荷・販売の記録を適切に保管しているか。 (ガイドライン39)	資材等の購入記録をもとに、不要な在庫がないように管理する。 施設等の衛生管理、保守点検管理に関する記録・保存しておく。	【聞き取り】 ・農業用資材購入記録(伝票等)の確認		39	重要 苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農業等の購入伝票等の保存、資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	種子、苗、肥料、農業等の購入伝票を適切に保存しているか。
21	出荷伝票・検査結果表を適切に保管しているか。 (ガイドライン40)	出荷伝票など、出荷に関する伝票類を整理、保管しておく。	【聞き取り】 ・農業用資材購入記録(伝票等)の確認	40	必須 米穀等の取引等の内容の記録の作成・保存(法令上の義務を含む)(注4)	以下を記録し保存しているか、名称、産地、数量、年月日、相手方の氏名または名称、搬入または搬出した場所、用途限定米についてはその用途、保管の時の時の温度及び湿度等の円滑な流通の確保に資する事項 以下を記録し保存しているか、生産品の出荷又は販売先の所在地、食品衛生法に係る検査を実施した場合の記録	

#### 4 農業生産工程管理の全般に係る取組(2)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
22	チェックリストにより、定期的に自己点検を行い、不十分な点について早急に改善を実施している。また、点検・改善結果を確認できる記録を適切に保管し、開示できる状態で管理しているか。(ガイドライン43)	・年1回以上自己点検を行うとともに、出荷団体の責任者による内部点検を実施する。 (点検で見つかった問題への対応) ・自己点検で問題が見つかった場合、早急に必要対策を講じる。	【聞き取り】 ・生産工程管理のチェックリストの確認	生産工程管理の実施	43	重要 以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注6) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し、自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存しているか。 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存しているか、また、自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しを実施しているか。
23	出荷伝票・食品検査結果を適切に保存し、情報提供できる状態になっているか。(ガイドライン44)	・出荷伝票や検査結果表は、原則3年間保管する。	【聞き取り】 ・出荷伝票及び保管状況の確認 ・必要に応じ残留農薬検査結果の確認	記録の保存期間	44	重要 上記の項目に関する記録について、以下の期間保存(注6) 米穀等の取引等に関する記録については原則3年間(法令上の義務を含む)(注7) 米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	出荷については、取り扱う食品の流通実態に応じた期間(概ね1～3年間)保存しているか。 出荷に関する記録以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存しているか。

農家段階で出荷する場合は、No.24～25により、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管、販売、処分を行う

#### 5 出荷団体の取組(1)

やまなしGAP				国ガイドライン			
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点
24	用途限定米穀、食用不適米穀を適切に保管しているか。(ガイドライン41)	・区分保管、票せんによる用途の掲示を行う。	【聞き取り・現地確認】 ・用途限定米、食用不適米穀保管方法の確認 ・用途の掲示の確認	特定の米穀についての保管・処理	41	必須 用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管(法令上の義務)	区分保管、票せんによる用途の掲示を行っているか。
25	用途限定米穀、食用不適米穀を適切に販売・処分しているか。(ガイドライン42)	・販売・譲渡した時の転用防止対策を実施している。 ・廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途に使用している。	【聞き取り・現地確認】 ・販売・譲渡時の転用防止対策の実施確認 ・食用不適米穀は適切に処理されているか。		42	必須 用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分(法令上の義務)	販売・譲渡した時の転用防止対策の実施を行っているか。 廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途に使用しているか。
26	気象情報や県の技術対策資料に基づき、気象災害を未然に防ぐための注意喚起を行っているか。	・降霜や台風や大雪などの危険が予測される場合に、農作物やほ場、施設の被害を防止する対策を(注)生産者に周知する。 (注) 農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針等を活用する。 (災害が発生した場合) ・速やかな被害把握に努めるとともに、関係機関と連携して迅速な事後対策の実施や復旧に向けた支援を行う。	【聞き取り】 ・気象情報の収集、周知方法の確認 ・指導指針等の有無、内容の理解、活用方法  (災害が発生した場合) ・連絡体制の有無、明確化、共有化の状況 ・情報収集、連絡体制(フロー図、連絡網等) ・事後対策の用意があるか	生産者への指導			
27	GAPの取組について、組織内で内部点検を行っているか。(ガイドライン43)	GAPの取組状況について、内部管理者による点検を年1回以上実施する。 (点検で見つかった問題への対応) ・内部点検で問題が見つかった場合、生産者に問題の是正を働きかけるとともに、課題を生産団体内で共有する。	【聞き取り】 ・内部管理者の確認 ・点検方法、時期等の確認 ・点検記録の保管状況の確認  (点検で見つかった問題への対応) ・管理手順の有無 ・是正指導、団体共有の方法 ・記録の有無		43	重要 以下の手順による生産工程管理の実施 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存(注6) 自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し、自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存しているか。

5 出荷団体の取組(2)

やまなしGAP				国ガイドライン				
No	取組事項	具体的な取組内容	確認内容および方法	区分	No	取組事項	取組判定の視点	
28	集出荷施設内は常に衛生を保っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業者の手洗いなど、衛生管理を徹底する。</li> <li>手洗い、飲食、喫煙等のスペースを分離する。</li> <li>廃棄物は適切に分別・保管し、施設やその周辺に放置しない。</li> <li>風雨によるホコリ等の侵入がないように留意する。</li> <li>ネズミ等の小動物や昆虫が入らないように留意する。</li> <li>作業後は、施設内や設備等の清掃を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【聞き取り・現地確認】</li> <li>・手洗い場の設置と手洗いの励行を行っているか。</li> <li>・飲食・喫煙スペースは離れた場所に設置しているか。</li> <li>・小動物や昆虫、異物等が入らない対策を講じているか。</li> <li>・施設内の清掃は定期的に行っているか。</li> </ul>	施設の管理・運営体制の整備				
29	出荷資材は清潔に保管しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷資材は清潔な場所に保管する。</li> <li>・汚れのある出荷は使用しない。</li> <li>・保管の際は、シートをかぶせるなどして、清潔に保つ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【現地確認】</li> <li>・資材の保管場所、保管状況の確認</li> </ul>					
30	施設内の安全管理を徹底しているか。 (ガイドライン3.7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の危険箇所を把握し、危険箇所の表示などにより作業者の安全を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【聞き取り】</li> <li>・危険箇所の検討記録の有無</li> <li>・安全確保の体制</li> <li>・事故発生時の対応手順</li> <li>【現地確認】</li> <li>・危険箇所の掲示等共有方法の確認</li> <li>・危険箇所の区別の状況</li> </ul>		28	重要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険箇所の表示板設置等を実施しているか。</li> <li>暑熱、寒冷環境における定期的な休憩の実施等の対策を実施しているか。</li> </ul>
31	米穀を清潔で衛生的に扱っているか。また、収穫・乾燥調整時に異種穀粒・異物混入を防止する対策を実施しているか。 (ガイドライン7、8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥調整施設では高水分の長時間放置によるヤケ米の発生等品質事故を防ぐため、貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥させる。</li> <li>・乾燥調整貯蔵施設では毎日定時に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちに貯蔵サイロ等ごとに全量ローテーションを実施する。</li> <li>・農産物の取扱者の衛生管理を行うほか、施設の清掃及び適切な補修により清潔かつ適切な維持管理を行う。また、貯留ビンや搬入設備等に残留した原料の除去・清掃などを実施する。</li> <li>(自ら乾燥調整、貯蔵、出荷を行う場合)</li> <li>・乾燥調整や貯蔵段階で米にかびを発生させないようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【聞き取り・現地確認】</li> <li>・乾燥調整施設では、貯蔵可能な水分まで速やかに乾燥させるよう努めているか。</li> <li>・乾燥調整施設稼働時は、穀温の監視及び記録を徹底しているか。</li> <li>・作業者の衛生管理を行っているか。</li> <li>・異物や他品種の混入を防止するため、貯留ビンや搬入設備等の清掃は徹底しているか。</li> <li>・米にかびを発生させないように徹底管理しているか。</li> </ul>		7	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>米穀の清潔で衛生的な取扱い(法令上の義務)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥調整施設では高水分の長時間放置によるヤケ米の発生等品質事故を防ぐため、貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥を実施しているか</li> <li>乾燥調整貯蔵施設では毎日定時に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちに貯蔵サイロ等ごとに全量ローテーションを実施しているか。</li> <li>施設の清掃及び適切な補修による、清潔かつ適切な維持管理を実施しているか</li> <li>農産物の取扱者の衛生管理を行っているか</li> <li>自ら乾燥調整、貯蔵、出荷を行っている場合は、乾燥調整や貯蔵段階で米にかびを発生させないようにしているか。</li> </ul>
					8	重要	<ul style="list-style-type: none"> <li>収穫・乾燥調整時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯留ビンや搬入設備等に残留した原料の除去・清掃などを実施しているか。</li> </ul>
32	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担を明確にしているか。 (ガイドライン3.2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の適正な管理及び運営を行う。</li> <li>・管理者とオペレータの責任分担を明確にしておく。</li> <li>・あらかじめ想定される異常事態とその対処方法を確認している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【聞き取り】</li> <li>・管理責任者とオペレータの分担を明確にしているか。</li> <li>・想定される異常事態に対応したマニュアルは作成しているか。</li> </ul>		32	重要	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の適正な管理及び運営を行っているか</li> <li>管理者とオペレータの責任分担を明確にしているか</li> <li>あらかじめ想定される異常事態とその対処方法についてのマニュアルが作成されているか。</li> </ul>
33	・病害虫の発生状況等に応じた効果的な防除指導を行っているか。 (ガイドライン2.0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病害虫発生予察情報等の活用により、病害虫の発生状況を把握し、適切な防除指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【聞き取り】</li> <li>・病害虫発生予察情報等は常に入手しているか</li> <li>・予察情報は迅速に生産者に提供し、適切な防除指導を行っているか。</li> </ul>		12	重要	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行っているか</li> </ul>